

第五次長洲町地域福祉計画
及び
第五次地域福祉活動計画

令和7年3月

長洲町・長洲町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少の進行、家族構成やライフスタイルの変化等により、地域社会のつながりの希薄化が深刻化しており、住民同士の支え合いがこれまで以上に求められる時代となっております。高齢化に伴う介護負担の増加、ヤングケアラーの問題、ひきこもりや生活困窮など、様々な課題が顕在化し、これまで以上に地域における人と人とのつながりを深め、誰もが役割を持ち支え合う「地域共生社会」の実現が強く求められています。

こうした状況を受け、国では地域福祉の推進を重要な施策の一つとして位置づけ、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが進められております。特に、社会的な孤立を防ぐための支援や多様な主体が連携する仕組みづくりが進められており、自治体や関係機関が協力しながら地域に根ざした福祉の充実を図ることが喫緊の課題となっています。

本町では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第五次長洲町地域福祉計画及び第五次地域福祉活動計画を策定しました。本計画では、「安心して暮らせる思いやり・助け合いのある地域社会づくり」を基本理念とし、誰もが暮らしやすい環境の整備や、地域で支え合う仕組みの強化を重点的に進め、相談機能の充実や住民主体の支援体制づくり、地域でのつながりの強化等に向けた取り組みを推進してまいります。

今後も本計画を基に、行政だけでなく、町民の皆様、関係機関、企業、ボランティアなど多様な主体が協力し合い、支え合いの輪を広げながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多くのご意見・ご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、住民アンケートにご協力いただいた町民の皆様、関係団体の皆様に、心より感謝申しあげます。

令和7年3月

長洲町長 中逸 博光

目 次

第Ⅰ部 総 論.....	1
第1章 計画の策定について	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉が目指すものとは.....	4
3 地域福祉とは.....	4
4 地域共生社会とは	5
5 社会福祉協議会の位置づけ	5
6 孤独・孤立対策の動向について	5
7 SDGs(エス ディー ジーズ:持続可能な開発目標)	6
8 計画の位置づけ	7
9 計画の期間.....	8
10 計画の策定体制	8
11 地域福祉の課題.....	9
12 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連性.....	11
第Ⅱ部 地域福祉計画の推進	13
第1章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の理念	15
2 計画の体系.....	15
第2章 基本目標と施策	16
基本目標 1 誰もが暮らしやすいまちづくり	16
基本目標 2 地域で支え合えるまちづくり	26
第3章 地域福祉計画の推進体制	30
1 住民に期待される役割と取り組み	30
2 町の役割と取り組み	30
3 社会福祉協議会の役割と取り組み	31
4 地域福祉推進関連事業者の役割と取り組み	31
第Ⅲ部 地域福祉活動計画の推進	33
第2章 地域福祉活動計画の基本的な考え方	35
1 計画の理念	35
2 第四次地域福祉活動計画の成果と課題	35
3 地域福祉活動計画の目標と体系	38
第2章 活動内容	39
活動目標 1 地域福祉を支える人づくり	39
活動目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり	42
活動目標 3 地域から信頼される社会福祉協議会を目指して	45
数値目標について	46
資料編.....	47
長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	49
長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画策定委員名簿	50

長洲町における地域福祉の現状.....	51
1 総人口及び年齢3区分別人口の推移	51
2 高齢者世帯の状況	52
3 行政区の状況	53
4 要介護認定者の状況.....	54
5 障がい者の状況	55
6 教育・保育施設入所者の推移.....	56
7 小学校児童数、中学校生徒数の推移.....	57
8 玉名福祉事務所管内(玉東町・和水町・南関町・長洲町)における生活保護 世帯の推移	58
9 ふれあい地区社協の状況.....	59
10 活動拠点整備の状況.....	60
11 アンケート調査結果.....	61

第Ⅰ部 総 論

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

全国的な課題となっている「少子高齢・人口減少社会」の到来により、地域住民同士の交流や支え合いなどを核として温かい地域社会が維持されてきた本町においても、以前ほどの支え合いが行われることが困難になってきています。その結果、高齢者に対する支援の不足や、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、身寄りがなく地域との関わりを持たないまま自宅で亡くなる「孤立死」、自然災害の際の安否確認の遅れなど、課題が多様化しています。

また、近年では、家族の介護や日常生活の世話を過度に担う「ヤングケアラー」、社会的参加を避けて家庭に閉じこもる「ひきこもり」など、世代を問わず支援を必要とする人たちが増加しています。これらは、公的な福祉サービスだけでは解決が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある課題として、地域全体での支援体制の強化が求められています。

このような状況を乗り越えるには、「地域が自らの力を強化し、その持続可能性を高めていく」ことが必要です。地域が自らの力を強化するためには、地域の福祉課題だけでなく、すべての分野における課題を改めて見直す必要があります。

また、地域を元気にしていこうとする地方創生の取り組みと、誰もが安心して共生できる地域福祉を進めようとする取り組みを共に推進し、地域生活の質が向上することで、生活の基盤となる地域社会が活性化し、地域の持続力強化につながります。このように、「地域課題の把握」と「地域社会の持続力強化」といった考えを基に、国は一億総活躍社会の実現に向けて地方創生の取り組みを進めています。

そして、住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現」を目指して、様々な取り組みを行っています。

「地域共生社会」を実現し、手助けを必要とする人にきめ細かい支援をしていくためには、町をはじめとする公的機関や社会福祉協議会、地域住民、地域福祉団体、ボランティア団体、事業所などが、それぞれの特性を活かし協働しながら、すべての住民が生涯を通していきいきと暮らせる仕組みづくりが必要です。この仕組みこそが「地域福祉」であり、強化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

本町では、令和2年度に策定した第四次長洲町地域福祉計画及び第四次地域福祉活動計画をもとに近年の社会情勢や令和3年4月に改正された社会福祉法を踏まえた計画の作成を行いました。

2 地域福祉が目指すものとは

人々が生活していくうえで生じる課題は、子育て、介護、障がいなどにとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、「家庭生活」と「社会生活」の全般に及んでいます。このような課題を包括的に受け止めるためには、一人ひとりの課題を「制度」の枠組みから見るだけでなく、支援を必要としている人の生きる意欲や力を引き出しながら支援していく取り組みが大切です。また、一人ひとりの「家庭生活」と「社会生活」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが重要であるといえます。

こうした課題に対応するためには、地域力の強化が不可欠であり、また、その力を維持していくことが必要です。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民がお互いに人権を尊重し、顔の見える関係づくりを進め、困りごとや心配ごとに耳を傾け、助け合い、「住民一人ひとりの努力(自助)」や「向こう三軒両隣の助け合い(近助)」だけでは解決できない生活課題に対して、「住民同士の助け合い(共助)」や「公による支援(公助)」と協働して解決へ結びつけ、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていく取り組みのことです。

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せざるを努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく社会のことを指します。

本町においても、住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現」を目指します。

5 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る」ことを目的とする団体として位置づけられ、国、都道府県、市区町村単位で設置され、その事業として

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 その他、社会福祉を目的とする健全な発達を図るために必要な事業

を実施するものと規定されています。

また、住民や社会福祉関係者などの参加を得て組織されていることが特徴で、民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ非営利団体です。

このような目的を持つ社会福祉協議会は、地域福祉の推進を行っており、社会福祉協議会活動の根幹をなす事業として、「地区社協」の組織化と活動支援、地域の支え合い活動の推進、そしてボランティア活動の促進などに取り組んでいます。

6 孤独・孤立対策の動向について

近年、単身世帯や単身高齢世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など、社会構造の変化により家族や地域、職場などの人と人とのつながりが希薄化し、誰もが孤独や孤立の状態に陥りやすい状況が生まれています。さらに、コロナ禍により孤独・孤立の問題が深刻化しました。このような背景を踏まえ、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。この法律は、孤独や孤立が人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得る社会課題であることを前提とし、住民が社会や他者とのつながりを持てる環境づくりを目指しています。

具体的な施策としては、相談窓口の整備や官民連携プラットフォームの構築、支援を担う人材の育成、地域協議会の設置促進などが挙げられます。本町においても、この法律に基づき、孤独や孤立対策を計画的に推進します。住民同士が支え合い、つながりを実感できる地域社会を築くことで、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指します。

7 SDGs(エス ディー ジーズ:持続可能な開発目標)

本計画は、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みを推進します。地域住民が住み慣れた場所で健康で豊かに暮らせるよう、貧困の撲滅(目標 1)や健康と福祉の充実(目標 3)、質の高い教育の提供(目標 4)といった目標に基づき、地域の特性に合わせた活動を推進することで、次世代により良い地域社会を引き継ぐことを目指します。

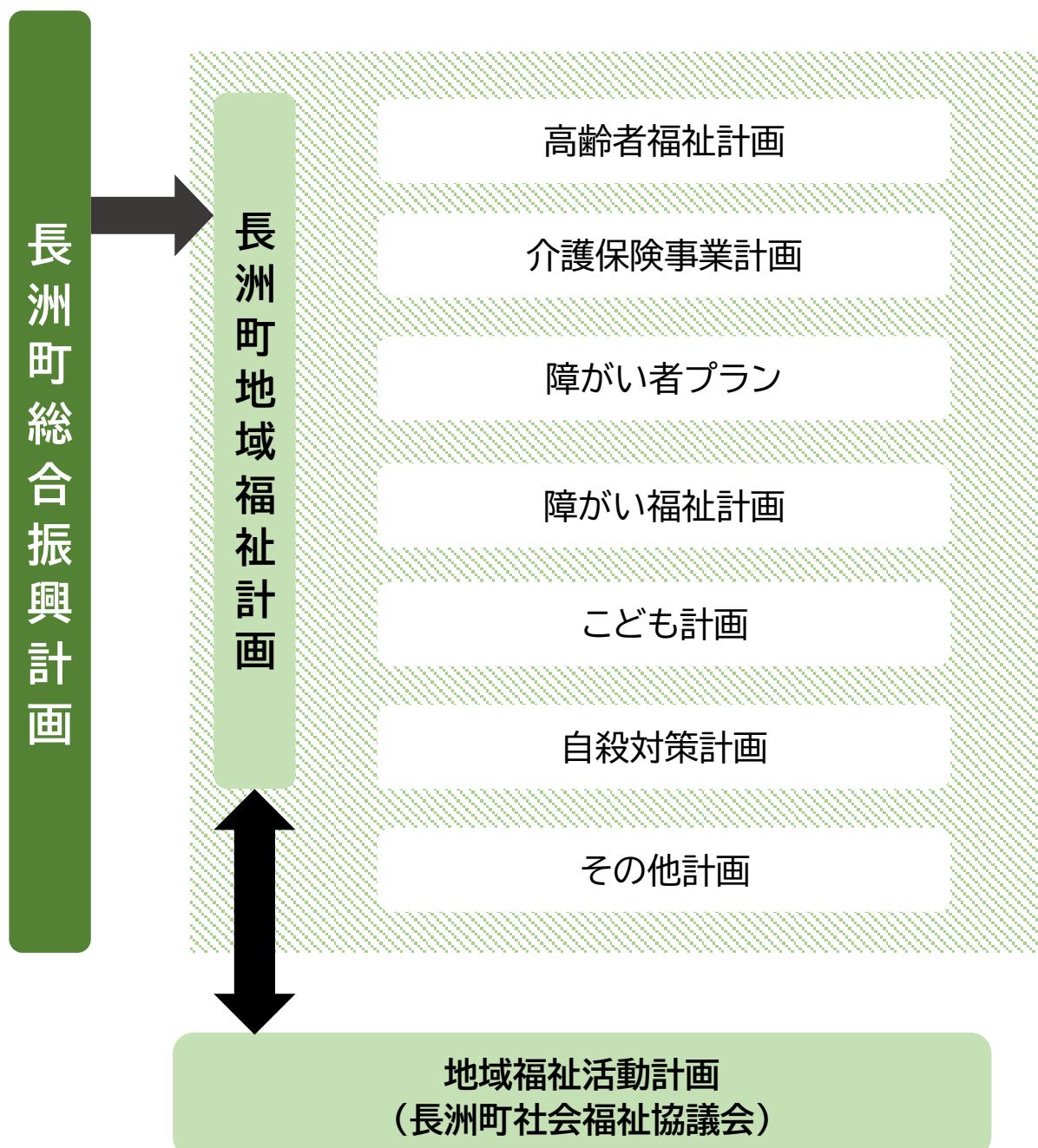


8 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定するものであり、本町のまちづくりの最上位計画である長洲町総合振興計画や福祉に係る個別計画との整合性を図りながら進めています。

本町の定める「地域福祉計画」は、福祉に関する総合的な計画となり、個別の福祉計画を地域福祉の視点でつなぐ役割を持ちます。幅広い分野に関わることから、他の関連計画とも密接であり、各種調整・連携を行いながら計画を策定します。

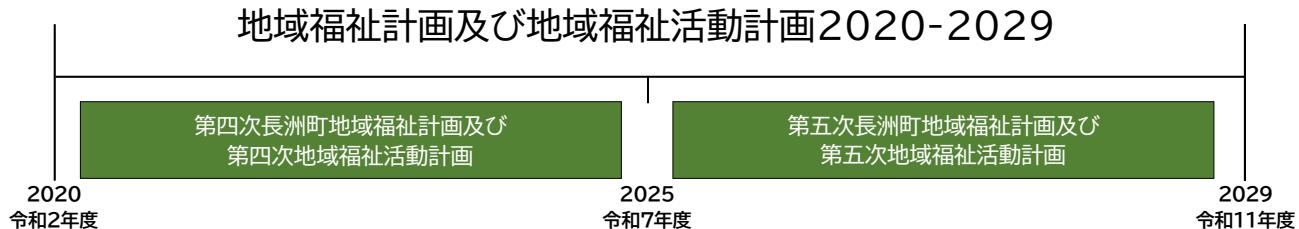
また、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」は、より具体的に活動内容を示した実践計画の位置づけとなります。



9 計画の期間

計画の期間、は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



10 計画の策定体制

(1)長洲町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会における審議

本計画は、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、教育などの関係機関及び団体の関係者などで構成する「長洲町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(2)住民ニーズ調査

実施計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために、住民アンケートを実施しました。

(3)パブリック・コメントの実施

計画書案について、住民からの意見などを幅広く募集するため、ホームページなどで閲覧できるようにし、パブリック・コメントを実施しました。

(4)国・熊本県との整合性の確保

計画策定にあたっては、国や熊本県の示す考え方や方向性などとの整合性を図りながら策定作業を進めました。

11 地域福祉の課題

(1)少子高齢化の進展

本町の高齢化率は現在増加傾向にあり、2024年11月末時点で37.3%となっています。これは、2025年時点で36.8%とされていた人口ビジョンの予測を上回り、高齢化率が増加していることを示しています。その後は緩やかに減少する見込みであり、2065年には28.3%となる見通しです。また、年少人口・生産年齢人口の比率については、2025年までは減少傾向ですが、その後は緩やかに増加し、2065年には年少人口が15.8%、生産年齢人口が56.0%となる見込みです。

計画期間中に高齢化率が減少に転じる兆しが見られる一方で、要支援者・要介護者は増加傾向にあります。2019年度末時点で944人だったのが、2023年5月末時点では978人に増加しています。そのため、一人ひとりが自ら介護予防に取り組むことが重要です。

また、地域での支え合いも重要であり、住民同士がお互いに支え合う関係づくりの強化にも取り組む必要があります。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・適切なサービスの提供・関係団体の支援・連携・介護予防拠点施設の活性化・ふれあい地区社協活動の活性化・地域の健康づくり支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい地区社協活動の推進・地域コミュニティの構築・ボランティアセンターの運営 <p>など</p>

(2)住民同士の助け合い意識の向上

アンケート調査では、地域の助け合い活動に対する住民の意識について尋ねました。

まず、29.5%の住民が「どの程度関わればよいか分からない」と感じている一方で、27.5%は「お互い様」という意識を持ち、積極的に参加する意欲があることが分かりました。

また、12.8%は「普段付き合いがない」ため関わりが難しいと回答し、5.2%は家族や親せきでの対応を希望、3.7%は助け合いに対して抵抗感を持っている結果となりました。

さらに、ボランティア活動への参加状況について調査したところ、現在参加していない住民は59.6%に上りました。これらの結果を踏まえ、参加の指針を示すとともに、参加していない層に対しては気軽に参加できるイベントを積極的に発信していきます。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・地域福祉人材の育成・地域人材の活用・関係団体の支援・連携・地域との連携・住民の地域活動への参加支援・学習や気づきへの支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい地区社協活動の推進・地域コミュニティの構築・広報・啓発活動の推進 <p>など</p>

(3)高齢者の見守り

アンケート調査では、「近所の一人暮らしの高齢者などの安否について、気にかけて確認していますか」という設問に対し、43.1%の住民が「心配はあるが確認していない」と回答し、実際の行動には移していないことがわかりました。

また、26.8%は「該当する人が近所にいない」、16.8%は「気にかけていない」と回答しています。一方で、実際に確認している住民は 12.3%にとどまり、地域での相互支援意識や行動促進が課題であることが明らかになりました。本町では現在、地域と連携した見守り活動や、災害時における見守り体制の強化に取り組んでいます。今後も、少子高齢化に対応するため、地域の状況に合わせた活動を強化し、高齢者がより安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・権利擁護の充実・成年後見制度の体制整備・要支援者の把握・見守り体制の強化・地域の防犯に関する意識啓発 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい地区社協活動の推進・地域コミュニティの構築・災害時の地域支援体制の整備 <p>など</p>

(4)誰もが住みやすいまちづくり

アンケート調査では、子ども・高齢者・障がい者・助け合い・福祉施設・福祉活動・人権の観点から、「長洲町がどのようなまちか」について尋ねました。

その結果、「子どもがいきいきと育つまち」「高齢者が暮らしやすいまち」「困ったときに隣近所で助け合えるまち」と回答した割合（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）は、いずれも 50%を超えていました。

一方で、「障がいのある人が暮らしやすいまち」「福祉施設や事業所が整備されているまち」「住民の福祉活動が活発に行われているまち」と回答した割合は 50%未満にとどまりました。この結果から、障がいのある人への支援や住民活動の活性化に対する取り組みを、町としてさらに強化する必要があることがわかりました。今後は、地域を含めた関係者との連携を強化し、「障がいのある人が暮らしやすいまち」や「福祉施設や事業所が整備されているまち」を目指していきます。

町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・相談体制の充実・福祉サービス等の情報提供・生活困窮者などの自立支援への取り組み・孤独・孤立対策プラットフォームの整備・高齢者等に対する移動手段の支援・虐待防止に関する体制強化 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい地区社協活動の推進・地域コミュニティの構築・ボランティアセンターの運営・相談窓口の強化と周知・高齢者や障がい者に対する支援・生活困窮者に対する支援 <p>など</p>

12 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連性

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

また、各計画の基本目標、活動目標、取り組みについての関連性は、以下のようになります。

第五次長洲町地域福祉計画

理念 安心して暮らせる思いやり・助け合いのある地域社会づくり

基本目標1

誰もが暮らしやすいまちづくり

基本目標2

地域で支え合えるまちづくり

第五次長洲町地域福祉活動計画

理念 誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学びあう地域

活動目標1 地域福祉を支える人づくり

1. 住民主体による
地域福祉活動の推進

2. 地域共生社会の実現に向けた
仕組みづくり

3. ボランティア意識の向上を図る

活動目標2 地域福祉を支えるしくみづくり

1. 相談体制の充実を図る

2. 災害時に備える

活動目標3 地域から信頼される社会福祉協議会を目指して

1. 組織基盤の強化と安定した事業運営の推進

2. 広報・啓発活動の推進

第Ⅱ部 地域福祉計画の推進

第1章 計画の基本的な考え方

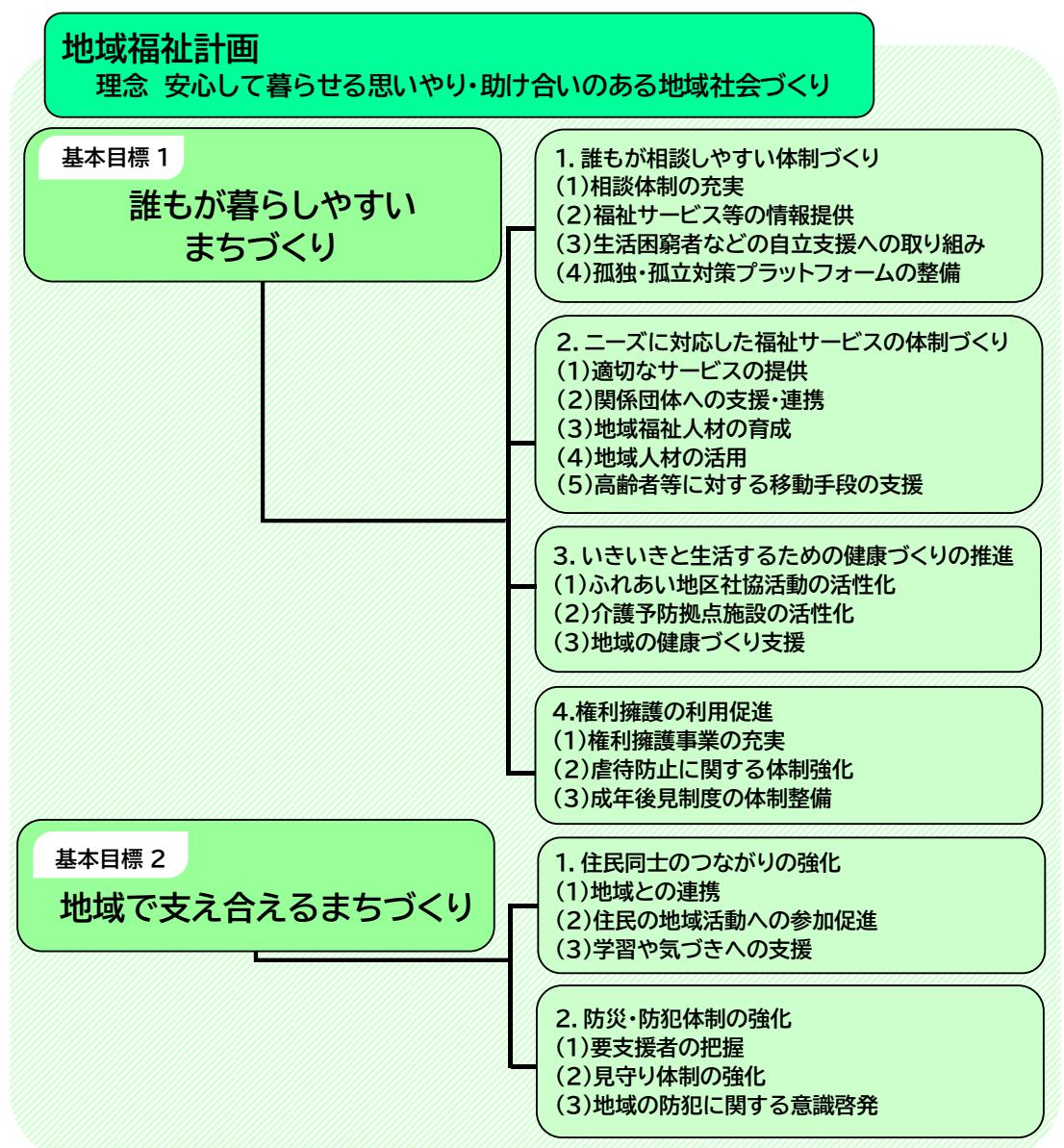
1 計画の理念

本計画は、行政サービスでは対応が難しい福祉課題を、住民の自助や地域の互助で解決することを目的としています。

また、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の親などが安心して暮らせる共生社会を目指し、住民同士が世代や分野を超えてつながる環境を構築します。複雑化する福祉課題に対応するため、地域住民、行政、福祉機関が連携し、孤立を防ぎ、安心して暮らせる支援体制を整備します。

理念 安心して暮らせる思いやり・助け合いのある地域社会づくり

2 計画の体系

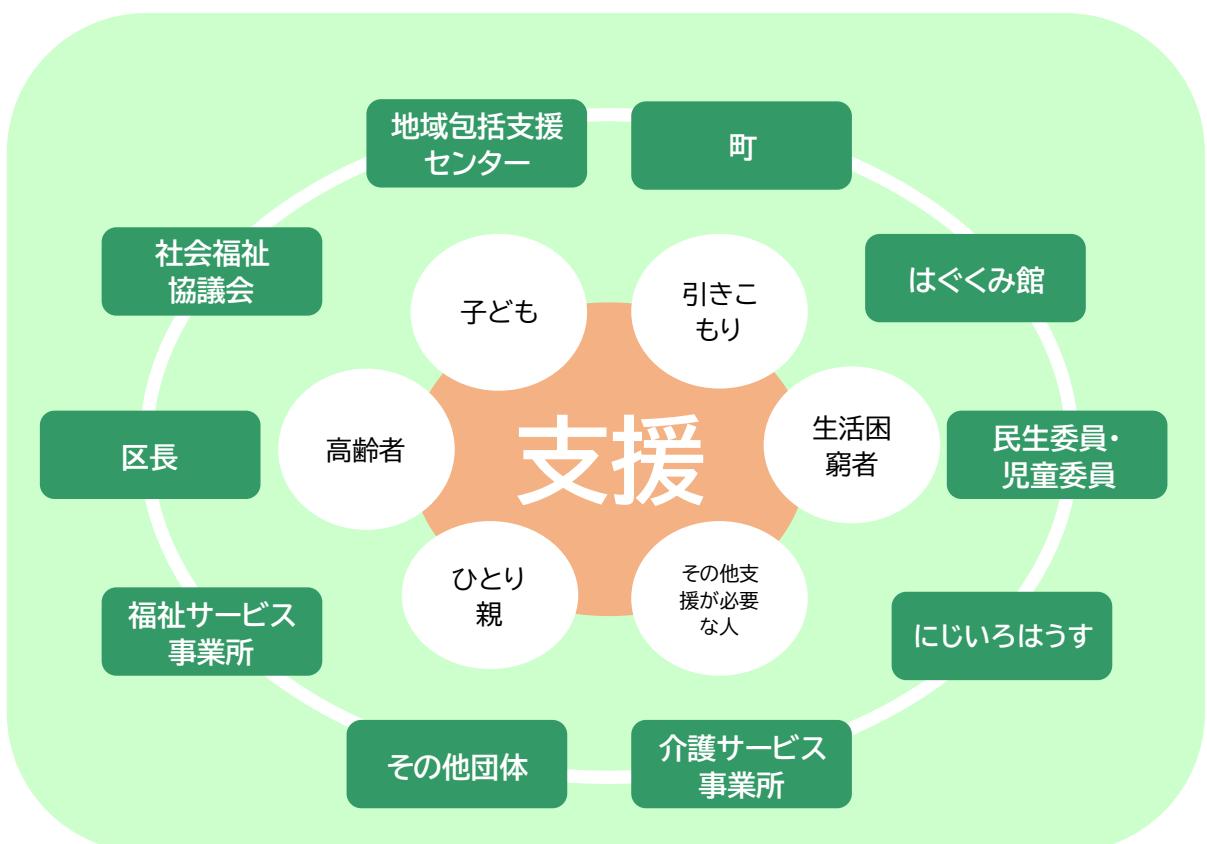


第2章 基本目標と施策

基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくり

福祉サービスについては、その利用ができないいる人や、サービスの存在を知らない人、内容を十分に理解していない人がいる一方で、制度の改廃や新サービスの導入も常に行われています。このため、可能な限り利用者の視点に立ち、情報提供を迅速かつきめ細かく行い、サービスの利用促進を図る必要があります。

また、多様化する福祉ニーズに対応し、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくために必要な福祉サービスの充実を図るとともに、支援が必要な人が福祉サービスを利用しやすい環境を整備する必要があります。そのため、「地域包括ケアシステム」の仕組みを強化し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、すべての住民を包括的に支援する仕組みや支援体制の強化に努めます。



1. 誰もが相談しやすい体制づくり

福祉サービスに関する情報提供の充実や、地域のネットワークを活用した身近な相談体制の整備を引き続き推進します。

また、町や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに設置されたワンストップサービス相談窓口(1か所で関連する手続きをできるだけ同時に完了できる窓口)により、相談しやすい体制を強化します。

(1)相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、町、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などの各窓口で相談を受け付け、必要なサービスを提供するために関係機関と連携し、解決に向けた支援を継続します。また、各窓口の役割を明確化し、地域包括支援センターを中心としたワンストップ相談窓口としての機能をさらに強化します。特に、地域包括支援センターでは相談対応件数が大幅に増加しており、地域住民の多様化するニーズに応える重要な窓口としての役割が一層高まっています。

(2)福祉サービス等の情報提供

町内で実施する各種相談会や、新法の施行、法改正に伴う福祉サービス内容の変更については、広報やホームページに加え、「愛情ねっと」やLINEなどのデジタルツールを活用し、迅速で分かりやすい情報発信に努めます。

また、必要に応じて地域住民が集まるサロンなどに訪問し参加者への情報提供に努めます。

(3)生活困窮者などの自立支援への取り組み

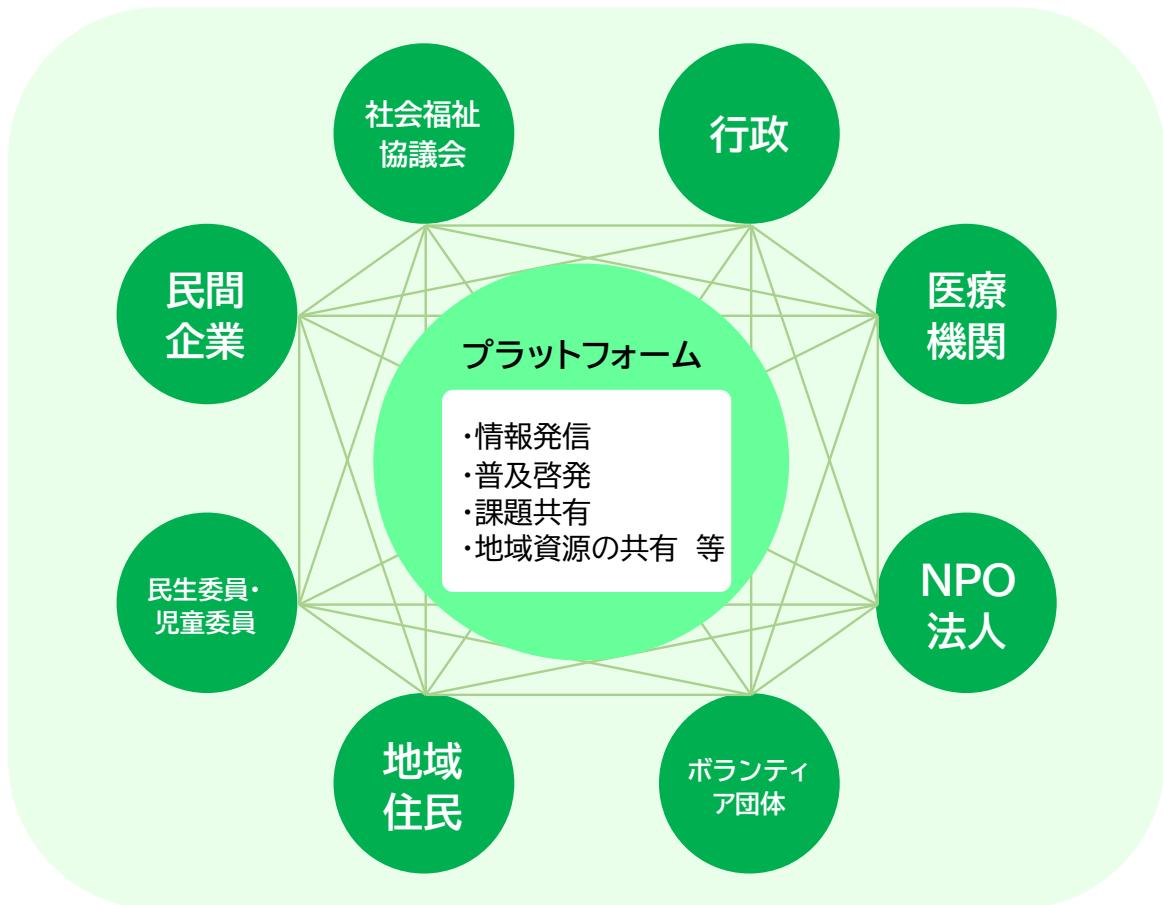
社会情勢の変化に伴い、高齢者や障がい者、引きこもり世帯への支援ニーズが増加しています。町では、区長、民生委員・児童委員、サービス事業所などと連携し、支援が必要な人の早期発見に努めます。

また、関係機関と連携し家計管理相談会の実施や生活困窮者自立支援制度など相談から就労支援まで総合的に支援していきます。

(4)孤独・孤立対策プラットフォームの整備

社会構造の変化による少子高齢化や単身世帯の増加、そして地域や家族とのつながりの希薄化により、孤独・孤立の問題が深刻化しています。

こうした状況に対応するため、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行され、地域特性に応じた包括的な支援体制の構築が求められています。本町においても、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指し、孤独・孤立対策プラットフォームの整備を進めます。



2. ニーズに対応した福祉サービスの体制づくり

福祉サービスは、誰でも気軽に利用できることが重要です。そのためには、サービスの利用を希望する人が相談しやすい環境の整備や、サービス内容などの情報提供の充実に加え、地域や関係団体との連携によってサービス未利用者の早期発見を図るための体制づくりが必要です。

取り組み内容

適切なサービス提供

関係団体への支援連携

地域福祉人材の育成

サービス未利用者の
早期発見

福祉事業

研修会・講座等
の参加支援

情報提供

NPO法人

各種養成講座の
開催支援

ボランティア

地域人材の活用

高齢者等に対する移動
手段の支援

福祉サービス提供

「きんぎょタクシー」の
運行継続

日常生活の手助け

元気高齢者の
活躍の場拡大

行政

地域の人

学校

協議会

事業所

熊本県

区長

町内小学校

地域ケア会議

NPO法人

町

民生委員

町内中学校

介護サービス
事業者連絡
協議会

ボランティア
センター

社会福祉
協議会

児童委員

ボランティア

地域住民

有明圏域障が
い者自立支援
協議会

福祉関連事業
所

など

(1)適切なサービスの提供

支援が必要な方を早期発見するため、関係機関と連携しながら相談体制を充実させました。区長や民生委員・児童委員と連携し、サービス未利用者の発見に努めるとともに、パンフレットなどを活用して分かりやすく説明し、適切なサービス提供を行います。

また、多機関連携が必要なケースでは、迅速な事務対応や課題解決に取り組むため、関係機関との協力関係を維持し、情報共有を進めながら、利用者の状況に応じた支援を行っていきます。

(2)関係団体への支援・連携

①福祉事業所への支援

福祉事業所に対しては、事業の実施や施設の充実に向け、介護サービス事業者連絡協議会や有明圏域障がい者自立支援協議会などを通じ、活用可能な国・県の各種補助制度に関する情報提供を行い、必要に応じて補助制度の利用支援を行います。

また、障害者就労支援施設の製品購入促進や町の各種イベント(祭りなど)での販売機会の創出を通じ、継続的な支援を行います。

②NPO法人への支援

福祉分野に関する NPO 法人に対しては、必要に応じて国・県の各種補助制度の活用支援や、イベントの共催、周知などを行い、支え合いのまちづくりを推進します。

③社会福祉協議会への支援・連携

社会福祉協議会と連携し、地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の充実に努めています。社会構造の変化に伴い、地域での多様な福祉ニーズに対応するため、一人暮らし高齢者など支援が必要な人々の見守り体制を、区長、民生委員・児童委員、シルバーヘルパーなどのネットワークと連携し、行政区単位で構築しています。

また、国・県の補助事業を活用し、社会福祉協議会に各種事業を委託して包括的な地域支援事業を推進するとともに、必要な経費に対して町から補助金を交付することで、経営基盤の安定を図ります。

④ボランティア活動への支援・連携

社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを通じて、「いつ・どこで・どのような」ボランティアが必要とされているかといった具体的な情報提供や、希望者とのマッチングを行い、活動参加を促進します。

また、ボランティア団体には助成金を交付し、その活動を支援するほか、荒玉管内のボランティア連絡協議会の交流会に参加して情報交換や人的交流を進め、団体間の連携強化に努めています。

さらに、町内小・中学校をボランティア協力校として支援し、児童・生徒のボランティア意識の向上を図るなど、次世代の育成も視野に入れた活動を行っています。今後も、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアセンター事業の充実を図り、地域全体でのボランティア活動の支援と推進に取り組んでいきます。

(3)地域福祉人材の育成

有償ボランティア支え合い事業におけるボランティア養成講座の開催を支援し、地域福祉を推進する人材の育成に努めるとともに、介護予防拠点における住民主体での介護予防活動の実施に向け、「元気あっぷリーダー※」や「脳力あっぷリーダー※」養成及び育成に努めます。

また、町が主催するゲートキーパー※養成講座を、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、シルバーヘルパーを対象として実施し、各種団体がそれぞれの職務における技術向上を図ることを目的とした研修会への参加を支援します。

※元気あっぷリーダー…住民主体の介護予防健康づくり活動の核となる人材

※脳力あっぷリーダー…認知症予防のための脳トレ活動の核となる人材

※ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き必要な支援につなげ、見守る人

(4)地域人材の活用

買い物やゴミ出しなど、日常生活のちょっとした困りごとについては、従来からの地域住民同士による無償ボランティアや、有償ボランティア支え合い事業による支援を行い、高齢者の活躍の場の拡大に努めます。

(5)高齢者等に対する移動手段の支援

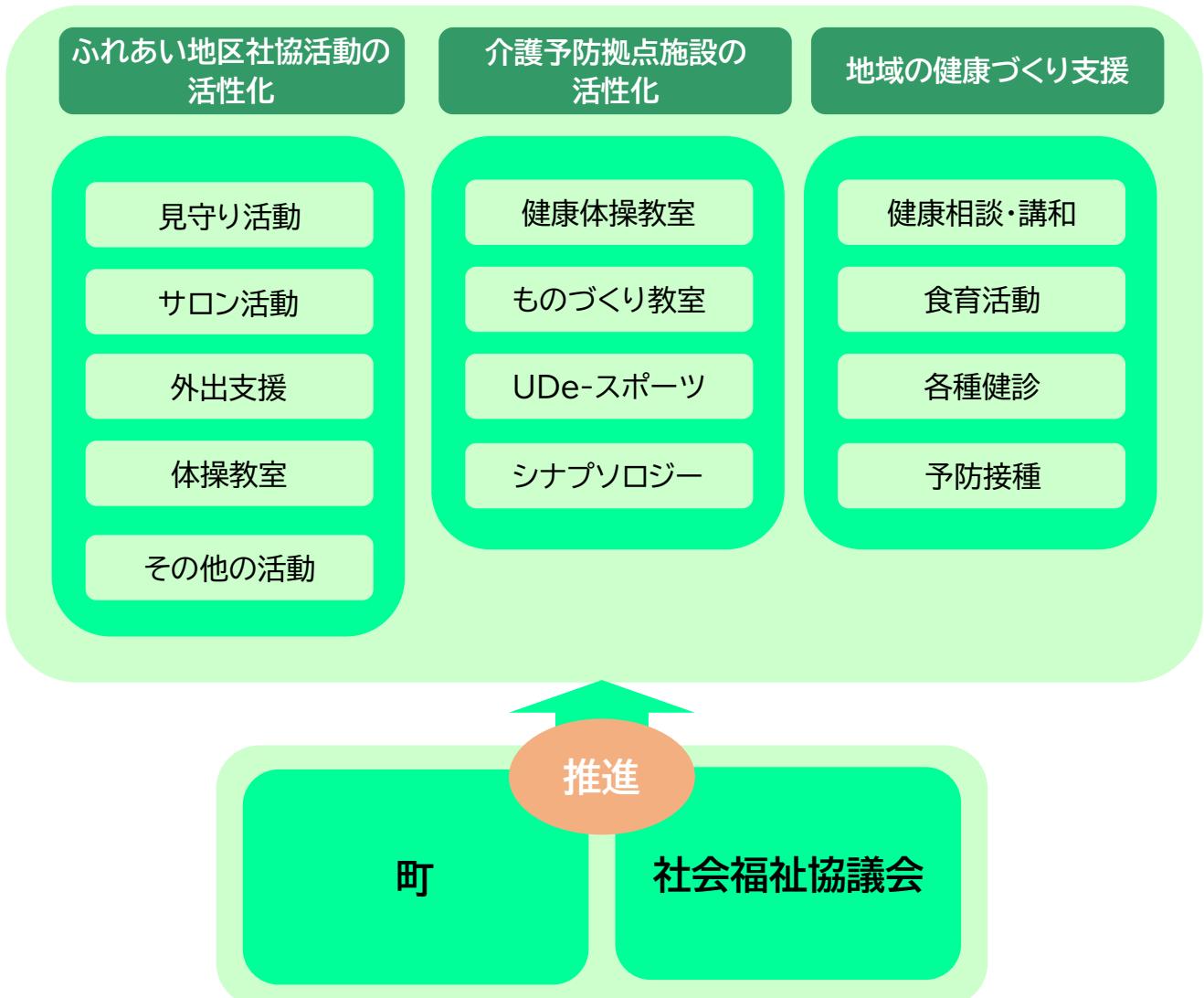
高齢者等が安心して快適に生活できるよう、「きんぎょタクシー」の運行を継続していきます。

また、現在「きんぎょタクシー」の運行していない休日においてもタクシー補助等の導入を含めた支援策を利用者の声を聞きながら検討していきます。

3. いきいきと生活するための健康づくりの推進

すべての住民が、生涯にわたって健やかで活力あふれる生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりと介護予防に取り組むことが重要です。こうした健康づくりや介護予防は、一人で取り組むよりも、地域ぐるみで声をかけ合い、集団で取り組むことで効果が高まり、健康意識の向上や閉じこもりの防止にもつながります。

そのため、まだ自分は大丈夫と思っている人や、参加していない人にも健康や介護予防の重要性を認識してもらい、行動につなげる必要があります。このため、健康づくりや生活習慣病予防等に関する正しい情報提供を行い、健康づくりや介護予防に関する事業の普及・啓発を進めています。



(1)ふれあい地区社協活動の活性化

各地域で、ふれあい地区社協は見守り活動、サロン活動、外出支援、体操教室などを実施しております、その活動回数は令和2年度の689回から令和5年度には858回へと増加しています。

また、「広報ながす(もやい)」を通じた活動報告により住民への周知を図り、参加者の増加と住民間のコミュニケーション促進に努めています。

さらに、行政区単位での活動支援や、校区別研修会・合同研修会を開催し、地域の生きがいづくりや見守り活動の周知を進めています。今後も広報活動を強化し、ふれあい地区社協活動の原点に立ち返り、地域のつながりの再構築を目指します。

(2)介護予防拠点施設の活性化

本町では、町内各地域に33箇所の介護予防拠点施設を整備しています。これらの施設では、「UDe-スポーツ※」や「シナプソロジー※」といった新たな介護予防プログラムが導入され、高齢者の健康維持・増進や子供から高齢者までの世代間交流の場として活用します。

今後も、介護予防活動のプログラムをさらに充実させ、参加しやすい環境づくりを推進するとともに、参加者数の増加を目指します。

※UDe-スポーツ…「ユニバーサルデザイン・エレクトロニック・スポーツ」の略で、年齢や障がいの有無を問わず、誰でも楽しめる
eスポーツサービス

※シナプソロジー…複数人で普段しない「同時に2つの動作」や「左右で違う動き」などの動きを取り入れ、脳の活性化を促す

(3)地域の健康づくり支援

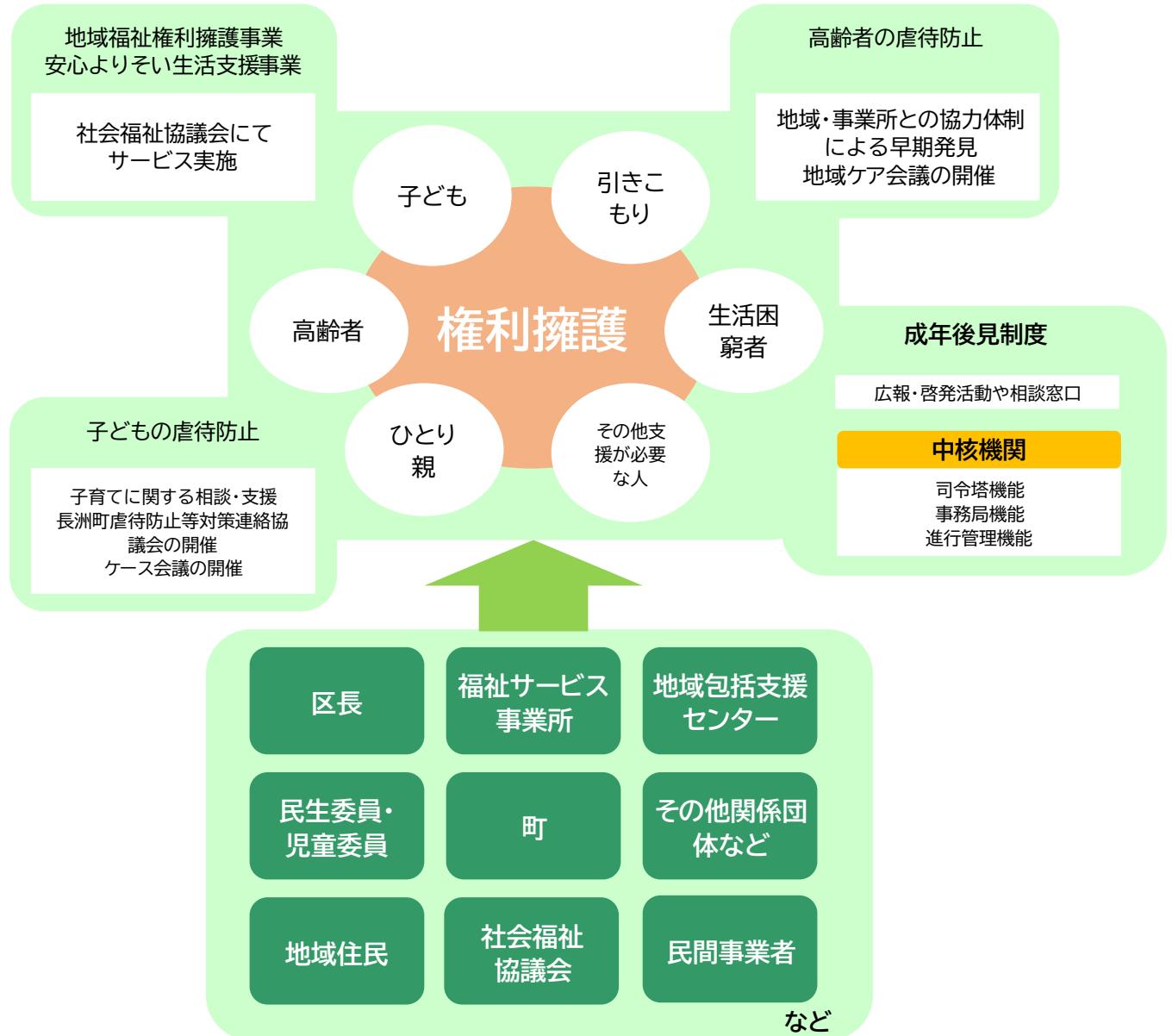
地域住民がいきいきと生活するために、本町では、生活習慣病の発症や重症化、フレイル、認知症予防のための健康相談、介護予防拠点での健康講話、食生活改善推進員と連携した地域での食育活動を実施しています。

また、各種健診(検診)、歯科健診、予防接種の実施、任意接種の費用助成をし、健康の維持・増進に努めています。

4. 権利擁護の利用促進

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての住民が安心して快適に生活していくためには、その権利を擁護するとともに、適切な福祉サービスを利用できることが必要です。

そのため、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分で支援が必要な人に対しては、民法上の成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を実施していきます。



(1)権利擁護事業の充実

社会福祉協議会において、認知症や知的・精神障がいなどにより、金銭管理などに支障がある人に対する地域福祉権利擁護事業や安心よりそい生活支援事業を実施します。

(2)虐待防止に関する体制強化

虐待防止に向けた体制強化を図るため、子どもや高齢者に対する虐待防止策を一層充実させます。子どもへの虐待では、特に心理的虐待(面前 DV)の増加が顕著であり、親の暴言や暴力が子どもの脳に与える影響について、普及啓発活動を行います。

また、「はぐくみ館」では妊娠期から子育て期にわたる相談支援を実施し、虐待防止に努めます。

さらに、長洲町虐待防止等対策連絡協議会を通じて関係機関との連携強化に取り組み、個別の虐待が疑われる事例には関係機関が情報を共有し、ケース会議を開催して早期解決を目指します。

また、「はぐくみ館」において、児童虐待等への対応として子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。高齢者虐待については、区長、民生委員・児童委員、地域住民、サービス事業所の協力を得て早期発見に努めます。虐待が疑われる場合には、関係者による地域ケア会議を実施し、対応策を検討して早期解決を図ります。

(3)成年後見制度の体制整備

高齢化に伴い今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用は年々増加しています。町は、広報・啓発活動や相談窓口を通じて制度の普及を進めるとともに、地域包括支援センターと関係機関と連携し、認知症高齢者や判断能力が不十分な人の早期発見に努め、必要に応じて町長申立てを実施します。

今後は、地域の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を目的とした「中核機関」の整備を進め、住民の権利擁護や福祉サービスの充実を図っていきます。

中核機関では、本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容や支援を適切に実行するためのコーディネートを行っていきます。

基本目標 2 地域で支え合えるまちづくり

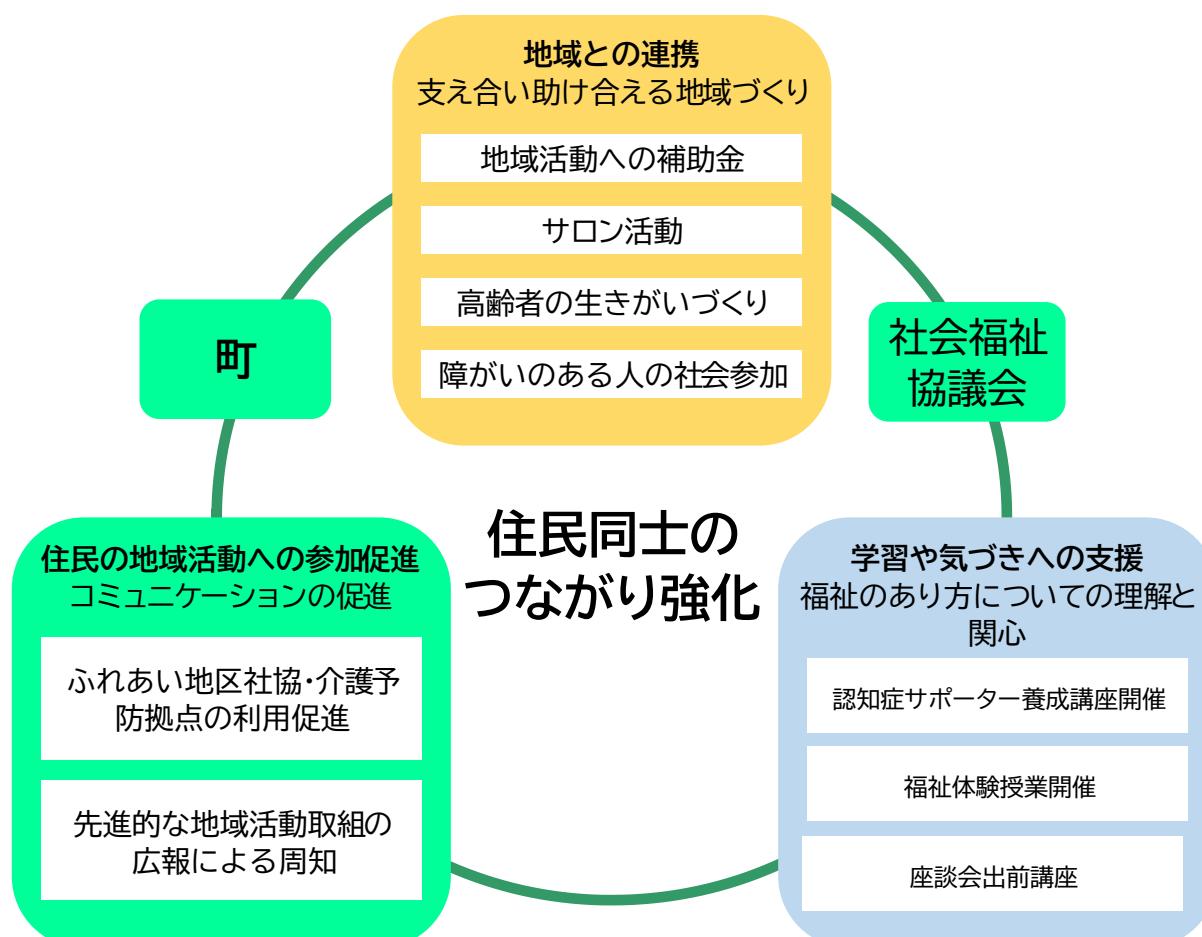
今後、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースの発生も見込まれることから、地域の中で「何らかの支援を必要とする人がいる」ことに気づき、互いに支え合い、助け合って暮らしていくことが重要になります。

しかし、現在では、以前と比べて地域におけるつながりが希薄化しており、地域活動を行う人材不足が問題となっています。このような問題に対しては、住民が地域コミュニティの重要性を再認識し、互助の意識を持つことが重要であることから、意識啓発や活動の支援を行っていきます。

1. 住民同士のつながりの強化

地域共生社会の実現に向け、住民同士の助け合いである「互助」の重要性が再認識されています。近隣住民間のコミュニケーションが希薄化する中、地域で支え合えるまちづくりを推進するため、社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと連携し、地域活動の支援や住民のつながりの強化に取り組んでいきます。

また、地域課題については、地域ケア会議を活用して解決を図るとともに、コーディネーターを中心に課題解決に努めます。



(1)地域との連携

社会福祉協議会と連携し、ふれあい地区社協における子どもや高齢者の見守り、サロン活動などの地域コミュニティ活動を促進します。

また、高齢者の生きがいづくりや、障がいのある人の社会参加の場づくりを支援します。各地域で実施される地域活動には、各種補助金を活用して支援を行い、住民同士が支え合い、助け合える地域づくりを推進します。

さらに、社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターが地域に出向き課題を把握し、地域ケア会議を通じて課題解決を図る取り組みを進めています。

(2)住民の地域活動への参加促進

ふれあい地区社協や介護予防拠点などを、住民が気軽に集える居場所として利用促進を図るとともに、広報や新たな教室の開催を通じて活動の活性化を支援します。

さらに、地域での先進的な取り組みや事例を広報することで、住民の地域活動への参加意識を高め、支え合いの基本となる日常的なコミュニケーションの促進に努めます。今後も、住民が気軽に参加できる環境づくりを進め、介護予防活動や地域活動への参加を促進していきます。

(3)学習や気づきへの支援

高齢者や認知症の方についての理解を深めるため、地域包括支援センターが主体となり、認知症サポーター養成講座を実施し、地域全体で意識の向上を促進します。

また、小・中学校の児童や生徒に対しては、地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座や、社会福祉協議会による福祉体験授業を開催し、認知症や障がいについての理解や正しい知識の習得を支援しています。

さらに、児童・生徒だけでなく、地域住民に対しても、社会福祉協議会と連携して座談会や出前講座を実施し、地域福祉の在り方についての理解と関心を深める意識の向上を図ります。

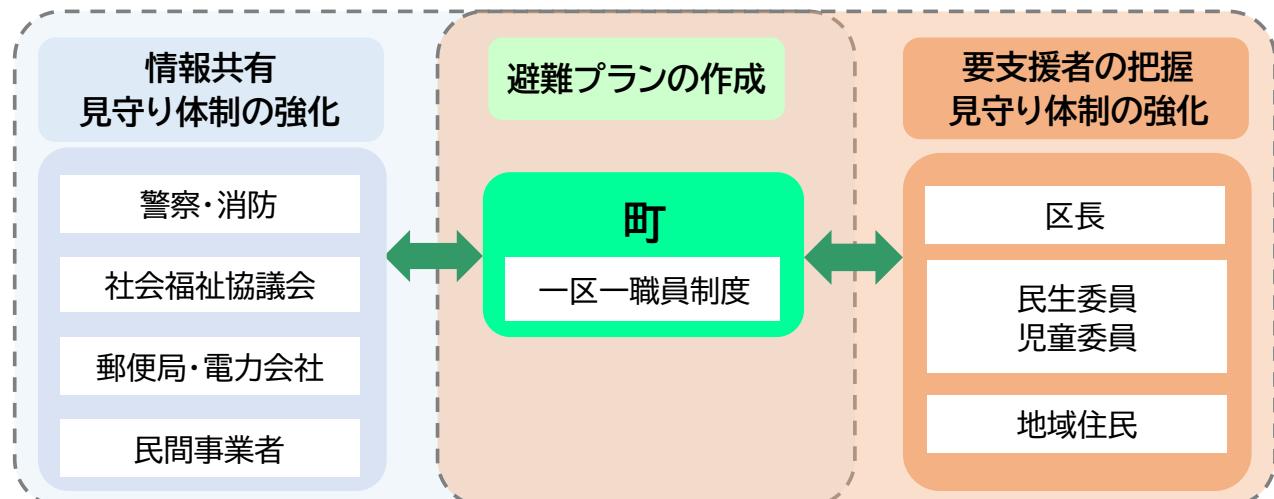
2. 防災・防犯体制の強化

熊本地震や記録的豪雨など、近年における大規模災害の発生により、災害時における要支援者への対応が、これまで以上に必要になっています。一方で、高齢化や核家族化に伴い、災害時に支援が必要な人は増加しています。このため、これまで要支援者の把握などを通じて構築してきた地域における見守り体制や、民間事業所などの協力による全町的な見守り体制を、今後もさらに強化していく必要があります。

また、近年では悪質な犯罪や消費者問題などが増加していることから、消費者相談会などを開催し、専門家や関係公的機関と連携しながら問題解決に努めます。

さらに、防犯に関する意識啓発や情報提供を行い、普段からの防犯意識の向上を図るとともに、被害の未然防止に努めます。

防災対策強化



防犯体制強化

地域の防犯に関する 意識啓発

トラブル予防：消費者教育や愛情ねっとによる周知

トラブル対応：消費者相談会の実施

犯罪の抑止：防犯カメラ・防犯灯の設置

(1)要支援者の把握

「一区一職員制度※」により、区長、民生委員・児童委員、地域住民などと協力しながら、災害時において支援が必要な人を把握します。また、情報共有化に関する同意書の取得や、要支援者ごとの避難支援プランの作成を進め、各地域に応じた防災体制の整備を行うことで、自主防災組織の体制強化を図ります。

さらに、把握した要支援者の情報については、警察や消防機関、社会福祉協議会などの避難支援関係者と共有し、災害時における支援体制の強化を図ります。このため、関係機関と情報を共有できるよう、GIS システムを活用してデータを作成し、75 歳以上の単身世帯や単身高齢者世帯、日中に単身となる世帯、要支援世帯など、さまざまな要支援世帯を把握し、災害時の対応を強化します。

※一区一職員制度…町職員を地域と役場とのパイプ役として各行政区に配置する制度

(2)見守り体制の強化

前述の要支援者の把握など、地域との連携を図りながら、「見守り・目配り・安否確認」が行き届いた地域における見守り体制の強化を図ります。

また、これまでに郵便局や電力会社などの民間事業所と見守り活動に関する協定を締結し、その協力を得ながら、全町的な見守り活動を行ってきました。今後も、協力していただける事業所と見守り活動に関する協定を締結し、見守り体制のさらなる強化を図ります。

(3)地域の防犯に関する意識啓発

地域住民の防犯意識を高めるため、複雑化する消費者問題や悪質な犯罪に対する予防策を強化します。無料法律相談会の開催や広報による周知を通じてトラブルを未然に防ぐとともに、庁舎内での相談支援や、弁護士などの専門家および関係公的機関と連携し、迅速な解決を図ります。

また、「愛情ねっと」等を活用しての犯罪防止の情報周知や防犯カメラ・防犯灯の設置を計画的に進め、犯罪抑止力の強化を図ります。

第3章 地域福祉計画の推進体制

1 住民に期待される役割と取り組み

地域福祉に関する地域づくりの担い手として、隣近所で助け合う自立した活動や、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなどとの交流に積極的に参画するとともに、支援を必要とする住民の理解や状況把握に努めます。

2 町の役割と取り組み

町は地域住民や関係機関などとの連携推進、総合的な視野での地域福祉推進のための取り組みの計画と実践、計画の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取り組みとしては、横断的な対応が可能な情報の収集および統合を行う仕組みづくり、広報誌やホームページなどを通じた周知、人材育成、町独自の支援体制を構築するための調査研究などに力を入れるとともに、下記の取り組みを重点的に推進します。

(1)計画内容の周知

地域住民一人ひとりが、地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していくよう、広報誌やホームページによる周知を行います。

(2)関係機関などとの連携・協働

地域福祉の分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっていることから、地域福祉計画の担当課が中心となり、庁内関係部門との連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中核的な担い手である社会福祉協議会との連携をさらに密にするとともに、区長、民生委員・児童委員協議会、福祉サービス事業者、老人クラブ連合会、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉推進に努めます。

(3)計画の進捗管理

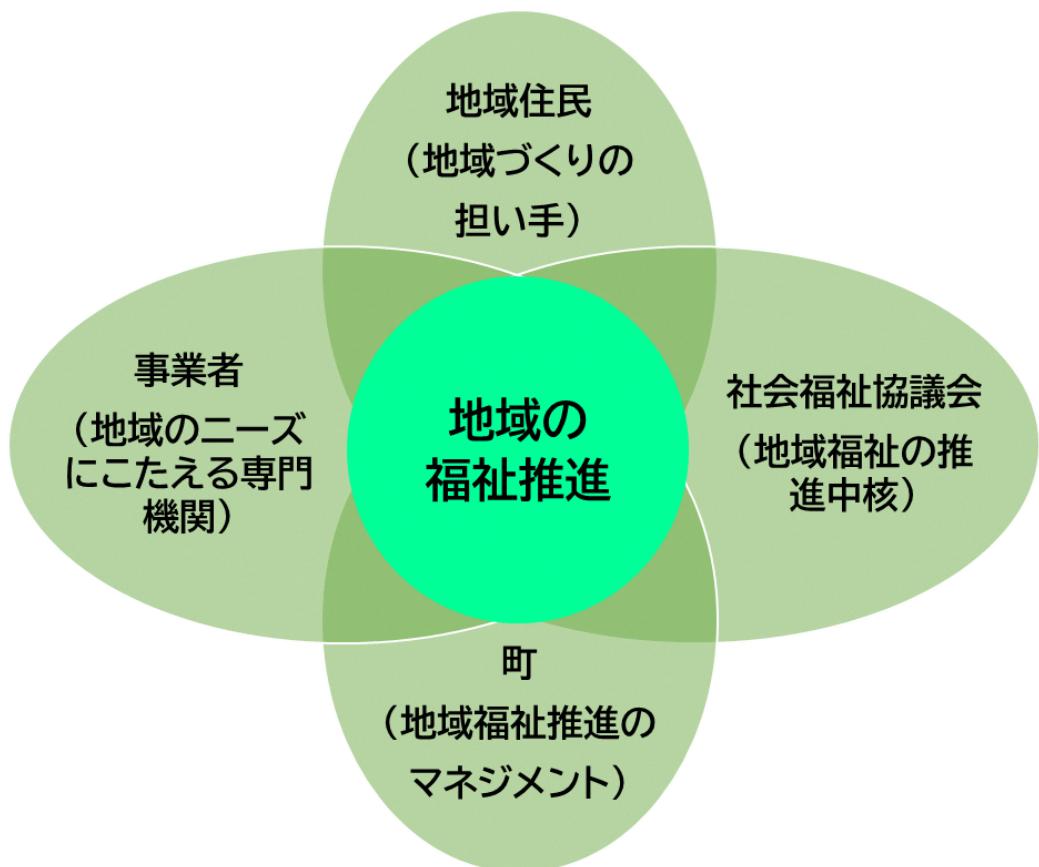
本計画の実施にあたっては定期的に点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 社会福祉協議会の役割と取り組み

事業者と住民との連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、困窮者などの支援など、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たします。

4 地域福祉推進関連事業者の役割と取り組み

医療・介護、障がい者福祉、子育て支援など地域のニーズに応える専門機関として、情報やサービスの提供、地域との積極的な交流、人材育成などに取り組みます。



第三部 地域福祉活動計画の推進

第2章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の理念

この計画は、本町における地域福祉活動の一層の発展に資する観点から、長洲町社会福祉協議会が取り組むべき事業活動計画の理念である、基本理念「誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学びあう地域」を継承しつつ、厳しい社会経済情勢の中、持続可能な社会を目指し、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、みんなが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

これらを踏まえて、本計画は、地域住民等が、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向け、令和7年度から5年間における地域福祉の推進のための具体的な行動計画として「第五次地域福祉活動計画」を策定し、各事業を推進します。

理念 誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学びあう地域

2 第四次地域福祉活動計画の成果と課題

■ 取り組みについての成果と課題 ■

第四次地域福祉活動計画(以下「第四次活動計画」という。)では、「誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学びあう地域」を基本理念とし、これに基づく3つの活動目標と活動の柱に即した事業や、活動の成果目標を設定し取り組みを推し進めてきました。

活動目標1 地域福祉を支える人づくり

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域活動の自粛が続きましたが、ふれあい地区社協活動の一つである校区別研修会も、令和2年度から3か年余儀なくされ、併せて、未来館で実施する合同研修会においても、令和2年度が中止で令和3年度は感染症対策を行い、一部内容を変更して開催しました。

令和4年度では、ふれあい地区社協が「設立20年」を踏まえて、趣向を凝らした20周年記念フォーラムを開催することができました。また、これまでの活動の振り返りを含めて、これから活動について会場全体で意識の共有を図りました。

地域活動が自粛の間は、地域の見守り活動強化を図るため、地域の実情と状況を鑑み、見守り会議の開催に向けた取り組みを24行政区で45回開催しました。

そして、地域の見守り活動を行う民生委員やシルバーヘルパー等と情報を共有し、連携した見守り活動を確立することができました。さらに、地域活動が徐々に再開する中、今後の取り組みとして、活動の趣旨である「向こう三軒両隣」の原点に返り、地域のつながりを再構築していく必要があります。

活動目標2 地域福祉を支える仕組みづくり

コロナ禍における生活困窮者に対して、緊急小口、総合支援資金の貸付対応を実施しました。また、世帯の状況に応じて緊急物資支援や自立支援機関へのつなぎ、住居確保給付金申請や緊急対応生活援助、レスキュー事業など、様々な支援を行うため、関係機関と連携しながら世帯の課題解決に向けた支援を行いました。

災害時の地域支援体制の整備では、災害ボランティアセンター設置訓練を初めて実施しました。ふれあい地区社協関係者の方々がボランティア役として参加し、災害ボランティアセンターの一連の流れを体験していただきました。

しかし、いざ災害が発生した際に、普段から取り組んでいないと迅速な対応ができません。そのため、今後も継続して災害ボランティアセンター設置訓練の開催に努めます。

また、荒玉管内の社会福祉協議会との合同による災害ボランティアセンター設置訓練に参加するなど、職員の資質向上や連携していくための関係性の構築にも努めています。

活動目標3 地域から信頼される社会福祉協議会を目指して

地域から信頼される社会福祉協議会を目指して、地域と密接に関わりながら活動を行つてきました。

地域福祉の推進に必要な財源確保では、赤い羽根共同募金運動の周知活動に取り組み、令和2年度に新規で68件のご協力を得ることができました。

さらに、募金実績が認められ、中央共同募金会より全国表彰を受賞することができました。社会福祉協議会の安定した経営を目指し、継続して周知活動に努めます。

業務体系の見直しでは、勤怠管理体制や公式LINEアカウントの運用など、ICTを活用した整備を行いました。

なお、今後も業務の効率化を図り、様々なツールを用いて情報発信を行うことで社会福祉協議会や地域活動の周知に努めます。

また、全国社会福祉協議会や熊本県社会福祉協議会主催による、助け合いサミット、福祉教育、ボランティアセンター等の研修会に参加し、地域のニーズに対応できるよう職員一人ひとりの資質向上に努めています。

■ 数値目標についての成果と課題 ■

活動目標	数値目標	令和元年度	令和6年度	達成状況
活動目標1 地域福祉を支える人づくり	地域の見守り活動後、地域で気づいたことを話し合った地域	6 地区	36 地区	24地区
	地域の課題について話し合う場を設け話し合った数	4 箇所	20 箇所	5箇所
	社協が実施するボランティア活動に参加した人数	202 人	1,126 人	1,431人
	小・中学校への福祉教育を充実する	4 校	6 校	5校
	徘徊者模擬訓練の実施	1 箇所	8 箇所	6 箇所
活動目標2 地域福祉を支える仕組みづくり	災害時における地域の連絡網や避難体制が出来ていると答えた人の割合	40.6%	50.0%	18.5%
	災害時の要援護者の把握と支援の役割分担が出来ていると答えた人の割合	24.1%	30.0%	9.3%

地域福祉の推進に向けた取り組みについて、数値目標の結果を振り返ると、ボランティア活動への参加者数や徘徊者模擬訓練の実施においては目標を大きく上回る成果が見られ、地域内での助け合い意識の向上が確認されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での会議や集会の開催が難しかったこともあり、地域における見守り活動後の話し合いや福祉教育の充実といった目標は未達成となっています。

また、活動目標 2「地域福祉を支える仕組みづくり」においては、災害時の連絡網や避難体制の整備、要援護者支援の役割分担に関する目標の達成率が低く、課題が残っています。具体的には、地域住民における支援対象者の認識不足が原因と考えられ、特に若年層では「該当する人が近所にいない」「わからない」といった回答が多く、80%以上に達成しました。これは、支援対象者の認識が少ないとや情報把握が進んでいないことが要因になっていると考えられます。

こうした課題に対し、地域活動が徐々に再開する中で、活動をとおして地域住民のつながりの再構築を行い、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域におけるネットワークを活用した、LINE配信及び動画配信による広報支援に努めました。

3 地域福祉活動計画の目標と体系

本計画は、第四次活動計画の成果と課題を基に、制度改正などを考慮して、3つの活動目標と、7つの活動の柱を実践していきます。

地域福祉活動計画

理念 誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学びあう地域

活動目標 1

地域福祉を支える人づくり

1. 住民主体による地域福祉活動の推進
(1)ふれあい地区社協活動の推進

2. 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり
(1)地域コミュニティの構築

3. ボランティア意識の向上を図る
(1)ボランティアセンターの運営

活動目標 2

地域福祉を支える仕組みづくり

1. 相談体制の充実を図る
(1)相談窓口の強化と周知
(2)高齢者や障がい者に対する支援
(3)生活困窮者に対する支援

2. 災害に備える
(1)災害時の地域支援体制の整備

活動目標 3

地域から信頼される
社会福祉協議会を目指して

1. 組織基盤の強化と安定した事業運営の推進

2. 広報・啓発活動の推進

第2章 活動内容

活動目標1 地域福祉を支える人づくり

身近な地域で住民同士が交流し、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備え、お互いに支え合い、つながるような地域づくりを支援します。

一方で、地域住民同士のつながりの希薄化の抑制に、「誰かの困りごとを、地域全体の課題として捉えられる地域づくり」「一人ひとりの多様な価値観を受け入れ、その人らしい暮らしが送れる地域づくり」を目指すために、理念は第四次地域福祉活動計画から引き続き、『誰もが福祉活動に参加し・皆で支え合い・ふれあい学び合う地域』としました。

1. 住民主体による地域福祉活動の推進

(1) ふれあい地区社協活動の推進

令和6年度現在、ふれあい地区社協が36行政区で地域の実情に合わせた活動が進められています。しかし、コロナ禍で地域活動等を休止していたため、代表者等の経験が不足している傾向にあります。そのため、ふれあい地区社協が設立時に行っていた各行政区の地域活動の視察を再開し、ふれあい地区社協の意義について再認識することで、「それぞれの地域で今後どう活動していくか」この流れをもう一度構築する必要があります。

また、定期的な訪問等の支援を併せて行い、ふれあい地区社協が発足した原点である「向こう三軒両隣」の隣保共助と併せて、普段からさりげなく見守り助け合う仕組みづくりを支援します。

具体的な取り組み

- ① サロン活動、体操教室、世代間交流など、ふれあい地区社協活動を行政区単位において実施し、社協職員による定期的な訪問に併せて、担い手の発掘の支援を行います。
- ② 研修会を開催し、行政区同士の交流やテーマに合わせた勉強会を実施することで、住民の意識統一を図り、同じ方向性で目標を持った地域活動ができるよう支援を行います。また、情報発信による周知方法として、社協だよりやSNS等を活用し、広報活動を行います。
- ③ 他の地域活動を視察し、ふれあい地区社協の意義について学ぶことで、活動の趣旨である「向こう三軒両隣」の自発的な近隣同士・連帯の絆づくりの復活に努めます。



地域活動の様子

2. 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

(1) 地域コミュニティの構築

地域において、ちょっとした困りごとから生活上の課題を抱える個人や世帯等、様々な地域課題が存在し、社協は地域住民と共に課題解決に向けて取り組んでいます。

しかし、困りごとがあっても自ら相談できないなど、福祉課題を抱えている人が増えてきています。

また、そのような人たちが地域で孤立しないように、身近な生活課題を見つけ(気づく)、近隣住民や生活支援コーディネーターなどの関係者、関係機関等との連絡調整をしながら(つなぐ)、地域で支え合う仕組みと一緒に考え(つくる)、地域の多様な生活課題の解決に向けて取り組んでいきます。

具体的な取り組み

- ① 地域の見守りやつながりを強化するため、地域住民の交流を促進します。
- ② 自らが介護予防に取り組むことができるよう、地域や関係機関と連携し、介護予防の必要性を普及・啓発します。
- ③ 健康増進や認知症予防に関する助言や相談対応もできるよう、関係機関と連携した体制をつくります。
- ④ 日々の業務で関わる支援ケースを集約し、地域課題に関する情報の蓄積を行います。
- ⑤ 研修において他社協と活動状況について情報交換を行います。
- ⑥ 地域ケア会議等に出席し、情報交換を行います。

3. ボランティア意識の向上を図る

(1)ボランティアセンターの運営

ボランティア活動等の地域活動に幅広い世代の方が気軽に参加できるよう、講座等を開催して、その理解を促進するために、普及・啓発活動を推進していきます。

また、住民が積極的にボランティア活動に参加できるイベントの開催とボランティア活動の活性化に向けた情報提供や小・中学校の福祉教育の推進、ボランティア連絡協議会活動の充実を図る必要があります。

具体的な取り組み

- ① ボランティア養成講座を開講し、必要とされるボランティアの養成・登録を行います。
- ② ボランティア講座をはじめ、スキルアップのための学びの機会や情報等を提供し、担い手の養成に努めます。
- ③ ボランティアに関する情報を集約し、ボランティアをやりたい人とボランティアに来てほしい人をコーディネートし、活動の充実に努めます。
- ④ 誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのための事業を開催し、ボランティア活動への参加を促します。
- ⑤ 町内小学校 1 年生から 3 年生を対象にワークキャンプ事業を開催し、ボランティア団体や町内企業等との交流を実施します。
- ⑥ 福祉の心が育まれるよう、小学生に対して、車椅子体験・高齢者疑似体験・点字教室などの福祉教育を実施します。



ボランティア養成講座の様子



ボランティア月間事業の様子



ワークキャンプ事業の様子



福祉教育の様子

活動目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

また、地域住民が、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて取り組む地域活動を支援します。

1. 相談体制の充実を図る

(1)相談窓口の強化と周知

相談窓口の周知に努めるとともに、相談内容に応じて、社会福祉法人等の関係機関等と連携し対応するなど、包括的な相談支援体制を充実します。

特に社協では、高齢者、障がい者、生活困窮者等からの様々な相談を受けています。

その相談内容は、社会経済状況を反映して複雑・多様化していますが、各担当者で協力・連携して対応しています。

相談内容の大半が日常生活における何らかの悩みや不安を抱えており、社協に今後求められる活動として、「総合相談窓口としての機能の充実」が最も多くなっています。

相談者からの相談を包括的に受けとめ、単独での解決が難しい事例は、各種関係機関のネットワークで対応し、また複雑・複合化した課題は、他機関が協働して対応する包括的な相談支援を行っていくことが必要です。

具体的な取り組み

- ① 多複合課題など、様々な相談を、適切な機関・制度・各種サービスにつなぐワンストップサービス相談窓口*の拠点となるよう、相談窓口業務を行います。
- ② 自立相談支援機関として支援が必要な方を早期発見し、福祉事務所・行政・民生委員・自立支援機関・地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
- ③ 専門家による無料の法律相談「心配ごと相談所」の実施を継続します。
- ④ 相談窓口は、利用しやすく、気軽に話ができるような雰囲気づくりに努めます。
- ⑤ 相談を必要な支援に結びつけるために、関係団体や専門機関と協働できる体制づくりを推進します。

*ワンストップサービス相談窓口…手続きの窓口を一本化するサービス

(2)高齢者や障がい者に対する支援

判断能力が十分でない高齢者・障がい者の権利を守り、本人の意思や自己決定を尊重する取り組みを進めるとともに、各制度の利用を促進します。

また、住み慣れた地域の中で、高齢者や障害のある人が、安心してその人らしく生活できるよう、多様な地域資源を活用しながら専門員による相談援助や生活支援員による定期訪問等の援助を行います。

具体的な取り組み

- ① 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利を擁護します。
- ② 日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
- ③ 本人の意思や自己決定を尊重する取り組みを進めるとともに、各制度の利用を促進します。

(3)生活困窮者に対する支援

近年、非正規雇用や新型コロナウイルス感染症等を背景に、生活再建に関する相談が増加しています。

また、当座の生活資金の相談から生活の安定が図られるまでに、その他の複合的な課題を抱えている人も多いため、町との連携強化を図り、様々な社会資源やその他の生活再建に必要な他制度を活用して、相談者の課題解決に向けて支援します。

具体的な取り組み

- ① 地域住民に対して社会的セーフティネット[※]事業などの周知を行います。
- ② 地域住民や民生委員、行政との連携を図り、早期発見と早期対応に努めます。
- ③ コロナ特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援として、架電や自宅訪問を行うことで生活状況を確認し、自立支援機関等と連携した支援及び償還猶予や償還免除手続きの支援を行い、借受人(借受世帯)が抱える生活課題の解決に努めます。
- ④ 生活困窮に関する相談があった際、現在の生活状況をよく聞き取り生活福祉資金貸付だけではなく、家計の見直し、適切な資源(生活保護、住居確保給付金、ハローワーク等)の情報提供を通して生活再建できるよう支援します。
- ⑤ 相談支援に必要な社会資源の情報収集・整理を行います。
- ⑥ 食材の確保が困難な相談者に対し食料支援を行います。

※セーフティネット…安全や安心を提供するための仕組みのこと

2. 災害に備える

(1) 災害時の地域支援体制の整備

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくりが大切です。しかし、アンケートでは、普段の近所の人との関係について、「会えればあいさつをする程度」が38.5%、「世間話や立ち話をする程度」が28.7%と7割近くとなっており、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

また、災害に備え、地域ごとの特色を把握したうえで、具体的な支え合いの仕組みづくりや援護が必要な方への支援体制づくりが必要とされており、地域における実効性のある防災・防犯体制を整備していくことが重要です。

なお、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施をとおし、地域住民各々が担う役割や支援への対応について周知を行うなど、災害に備える取り組みを進めています。

具体的な取り組み

- ① ふれあいネットワーク台帳を基に、町担当課や地域の支援者と連携し、要援護者の最新情報の保持に努めます。
- ② 地域住民への防災意識の向上を図るため、日本赤十字社熊本県支部と連携し、講座の開催を支援します。
- ③ 関係機関・団体と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に開催します。
- ④ 荒尾・玉名管内社会福祉協議会との合同による災害ボランティアセンター設置訓練を推進します。
- ⑤ 自治会等の地域防災力の強化に向けた取り組みを支援します。

活動目標 3 地域から信頼される社会福祉協議会を目指して

地域福祉を推進する法人として、効果的なサービス活動・事業に取り組み、持続可能な組織経営を目指すために、事業収支の把握、事業効果とコスト評価を行い、事業毎の自律した経営を目指し、財政基盤の強化を図ります。

1. 組織体制の充実と安定した事業運営の推進

地域住民への社協活動の理解と参画を促し、会費、寄附金、共同募金地域配分金等の地域福祉財源を確保するとともに、社協としての役割である地域支援コーディネーターを主軸としたネットワークづくりと、介護予防や生きがいづくりの取り組みを住民主体で進めていきます。

また、安定した事業の継続のための人材の確保、効率的な人員配置やコスト意識を持った事業の運営により社協全体の財源強化を図ります。

なお、募金の中核である戸別募金は、社会福祉協議会の進めてきた地域住民の福祉活動と強い関係にあります。そのためにも、地域福祉を高めるための財源の確保について、継続的に検討していきます。

具体的な取り組み

- ① 自主財源の確保については、組織体制や補助金・委託金の協議など、様々な課題を併せて考え検討し、安定した事業経営を図ります。
- ② 社会福祉協議会の会員加入運動や赤い羽根共同募金運動など、町民への理解と協力を得て、自主財源となる会費及び寄付金等の拡充を目指します。

2. 広報・啓発活動の推進

「広報ながす(もやい)」の発行やホームページを通じて活動のPRを行います。

特に情報の内容によっては、町民に対して迅速に情報発信の必要があるので、その際は、ホームページやSNS等を活用し、効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協活動の理解及び協力の拡大を行います。

また、各種研修会やイベント等を活用したPR活動も積極的に取り入れます。

具体的な取り組み

- ① 広報誌「もやい」・ホームページの充実を図ります。
- ② SNSによるイベントや事業の周知及び更新に努めます。
- ③ 関係団体と連携し、町内外で開催されるイベント等への支援を行います。
- ④ ふれあい地区社協活動や町内外で開催される福祉活動、相談等について、ホームページ・広報誌「もやい」・SNS 等を活用して情報発信に努めます。

数値目標について

活動目標	数値目標	令和 6 年度	令和 11 年度
活動目標1 地域福祉を 支える人づ くり	今のご近所との付き合いに満足していると答えた人の割合	21.8%	40%
	地域の人と会話したり、子どもに声をかけたりすることが多くなったと答えた人の割合	13.2%	30%
	近所の一人暮らしの高齢者などの安否について、気にかけて確認をしていると答えた人の割合	12.4%	30%
	地域の人同士の助け合いや支え合いの活動について活発にしたいと答えた人の割合	28.6%	40%
	ボランティア活動に参加していると答えた人の割合	12.1%	30%
活動目標2 地域福祉を 支える仕組 みづくり	災害時における地域の連絡網や避難体制が出来ていると答えた人の割合	18.5%	40%
	災害時の要援護者の把握と支援の役割分担が出来ていると答えた人の割合	9.3%	20%

資料編

長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画の策定にあたり、住民の幅広い意見を反映し円滑に策定するため、長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉又は障がい福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか町長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健介護課に事務局を置き、処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画策定委員名簿

所属団体名	役職	氏名
長洲町民生委員・児童委員協議会	副会長	山内 順子
長洲町ボランティア連絡協議会	会員	山本 孝範
長洲町地域婦人会	会長	石本 啓子
長洲町食生活改善推進員協議会	会長	林田 トキヨ
長洲町老人クラブ連合会	会長	島崎 藤江
長洲町身体障害者福祉協議会	会長	濱口 直幸
ふれあい地区社会福祉協議会	代表	上野 準一
ふれあい地区社会福祉協議会	代表	猪本 一男
ふれあい地区社会福祉協議会	代表	高野 敏美
九州看護福祉大学 社会福祉学科	准教授	田島 望
長洲郵便局	局長	星村 隆範
長洲町駐在員会	会長	上野 峰廣
玉名地域振興局総務福祉課	課長	佐藤 誠
長洲町社会福祉協議会	局長	林 邦博
生涯学習課	課長	山本 明子
子育て支援課	課長	大賀 留美
まちづくり課	課長	城戸 主税
福祉保健介護課	課長	宮本 孝規

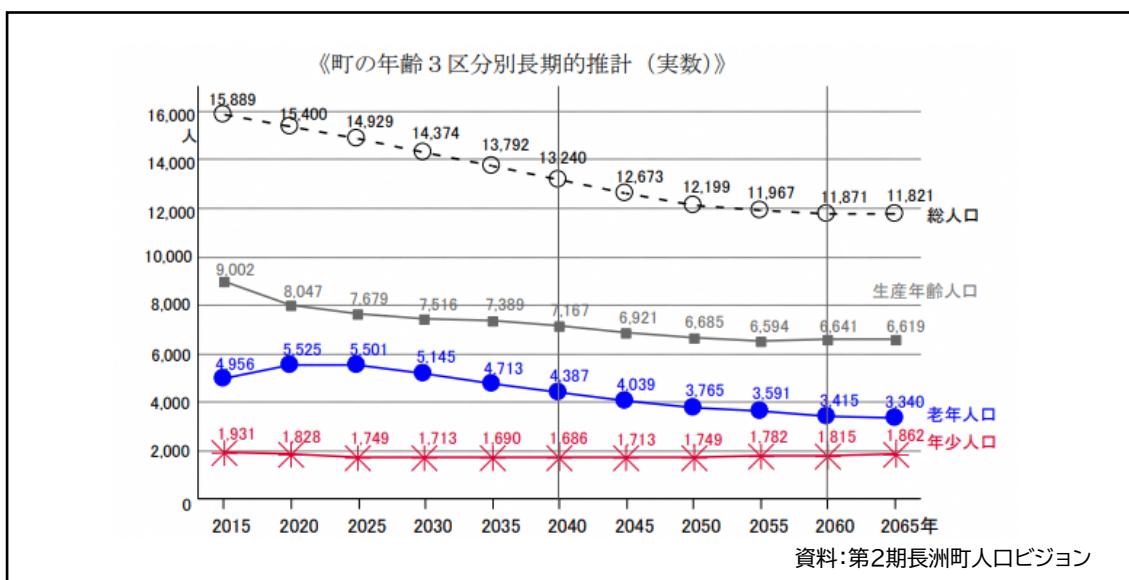
長洲町における地域福祉の現状

1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

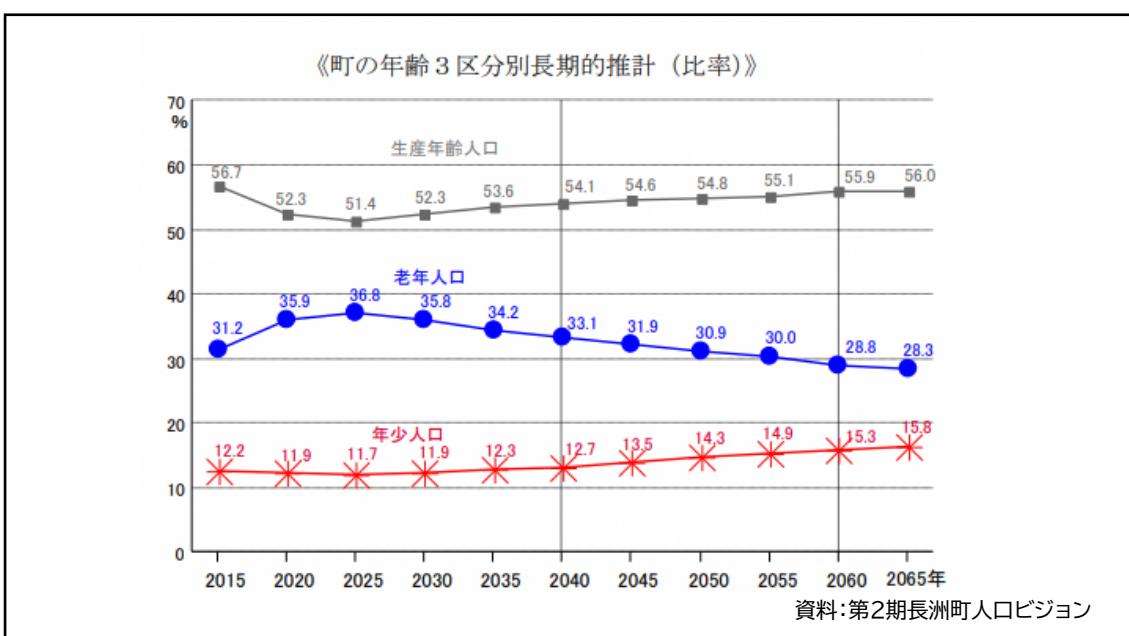
町の総人口は年々減少していくことが予想されます。高齢化率は2030年には35%台となり、その後も緩やかに増加していくと推計されます。年少人口は将来も減少傾向が続くと推計されています。

計画名	目標将来人口
第6次総合振興計画	2028年 14,600人
長洲町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2040年 13,240人 2060年 11,871人

総人口及び年齢3区分別人口の推移



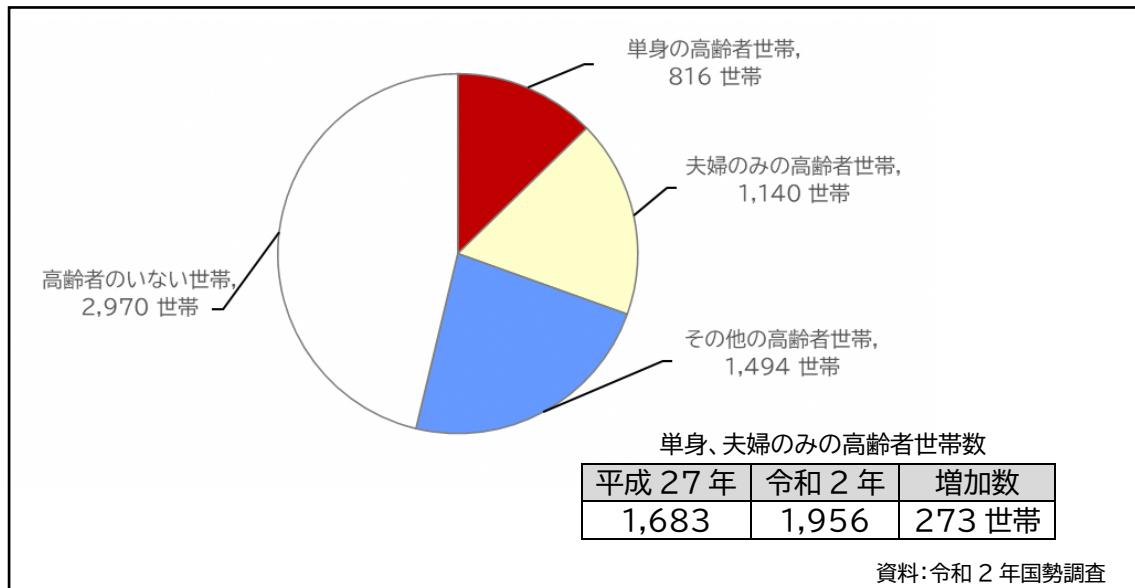
総人口及び年齢3区分別人口割合の推移



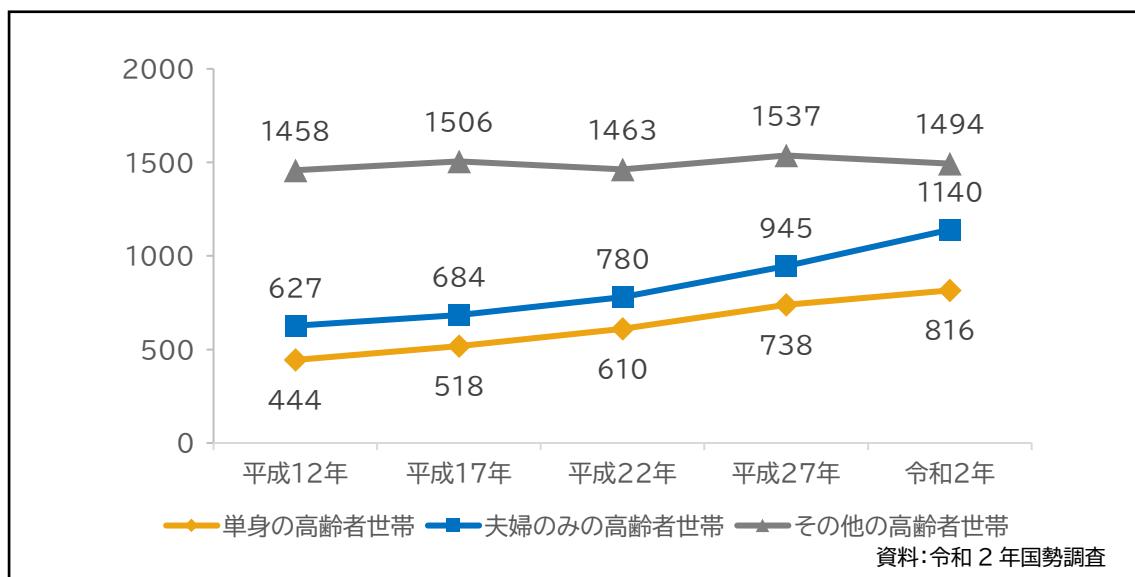
2 高齢者世帯の状況

令和2年の国勢調査結果によると、「単身の高齢者世帯」が816世帯(12.7%)、「夫婦のみの高齢者世帯」が1,140世帯(17.8%)となっており、町全体の世帯の3世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。また、高齢者のみ世帯は、5年前と比べて約300世帯増加しています。

■長洲町の一般世帯の家族類型別世帯数■



■高齢者のいる世帯の家族類型別の推移■



3 行政区の状況

小学校区・行政区別の年齢層別人口は、下表の通りです。網掛けは高齢化率が30%を超えていることころを示しています。令和元年には高齢化率30%を超える行政区が31行政区だったのに対し、令和6年は32行政区に増加していますが、年少人口が増加したことにより高齢化率が低下した行政区もあります。

校区	行政区	全体	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老人人口 (65歳~)		後期高齢者 (75歳~)		令和元年 高齢化率
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
腹赤小	平原	602	50	8.3%	351	58.3%	201	33.4%	106	17.6%	33.9%
	清源寺	1,374	165	12.0%	721	52.5%	488	35.5%	222	16.2%	32.0%
	上沖洲	669	38	5.7%	356	53.2%	275	41.1%	138	20.6%	32.4%
	腹赤	889	134	15.1%	471	53.0%	284	31.9%	133	15.0%	27.7%
	腹赤新町	185	16	8.6%	81	43.8%	88	47.6%	52	28.1%	45.8%
	小計	3,719	403	10.8%	1,980	53.2%	1,336	35.9%	651	17.5%	32.1%
六栄小	折地	458	43	9.4%	218	47.6%	197	43.0%	102	22.3%	39.2%
	赤崎	288	22	7.6%	141	49.0%	125	43.4%	70	24.3%	38.2%
	高田	144	15	10.4%	82	56.9%	47	32.6%	20	13.9%	27.8%
	鷺巣	454	33	7.3%	221	48.7%	200	44.1%	77	17.0%	37.3%
	立野	328	33	10.1%	139	42.4%	156	47.6%	63	19.2%	39.0%
	向野	928	121	13.0%	462	49.8%	345	37.2%	185	19.9%	34.3%
	宮崎	327	29	8.9%	158	48.3%	140	42.8%	82	25.1%	37.8%
	赤田	200	22	11.0%	88	44.0%	90	45.0%	49	24.5%	37.4%
	葛輪	171	3	1.8%	79	46.2%	89	52.0%	46	26.9%	49.1%
	永方	213	12	5.6%	93	43.7%	108	50.7%	66	31.0%	41.8%
	塩屋	181	13	7.2%	88	48.6%	80	44.2%	47	26.0%	44.2%
	向野北	613	139	22.7%	472	77.0%	2	0.3%	0	0.0%	0.0%
	古城	677	103	15.2%	332	49.0%	242	35.7%	95	14.0%	29.5%
	小計	4,982	588	11.8%	2,573	51.6%	1,821	36.6%	902	18.1%	33.5%
清里小	建浜	841	132	15.7%	436	51.8%	273	32.5%	156	18.5%	33.5%
	駅通	355	70	19.7%	186	52.4%	99	27.9%	60	16.9%	30.1%
	梅田	574	64	11.1%	274	47.7%	236	41.1%	133	23.2%	38.5%
	小計	1,770	266	15.0%	896	50.6%	608	34.4%	349	19.7%	34.6%
長洲小	出町	492	68	13.8%	248	50.4%	176	35.8%	84	17.1%	36.5%
	新町	325	38	11.7%	143	44.0%	144	44.3%	64	19.7%	37.8%
	西新町	62	7	11.3%	24	38.7%	31	50.0%	24	38.7%	63.5%
	宮ノ町	306	32	10.5%	183	59.8%	91	29.7%	32	10.5%	34.0%
	松原	208	22	10.6%	103	49.5%	83	39.9%	49	23.6%	43.2%
	新山	573	59	10.3%	233	40.7%	281	49.0%	162	28.3%	43.8%
	宝町	223	21	9.4%	92	41.3%	110	49.3%	53	23.8%	46.0%
	磯町	183	4	2.2%	81	44.3%	98	53.6%	62	33.9%	45.5%
	上町	162	13	8.0%	84	51.9%	65	40.1%	35	21.6%	43.9%
	中町	113	6	5.3%	53	46.9%	54	47.8%	30	26.5%	45.6%
	下本	71	0	0.0%	30	42.3%	41	57.7%	28	39.4%	57.8%
	今町	100	9	9.0%	39	39.0%	52	52.0%	32	32.0%	44.2%
	下東	563	80	14.2%	316	56.1%	167	29.7%	87	15.5%	28.6%
	西荒神	113	13	11.5%	47	41.6%	53	46.9%	29	25.7%	43.5%
	東荒神	778	99	12.7%	455	58.5%	224	28.8%	116	14.9%	29.0%
	大明神	587	44	7.5%	337	57.4%	206	35.1%	110	18.7%	33.0%
	小計	4,859	515	10.6%	2,468	50.8%	1,876	38.6%	997	20.5%	37.4%
	合計		15,330	1,772	11.6%	7,917	51.6%	5,641	36.8%	2,899	18.9%

※令和6年5月31日時点
資料：住民基本台帳

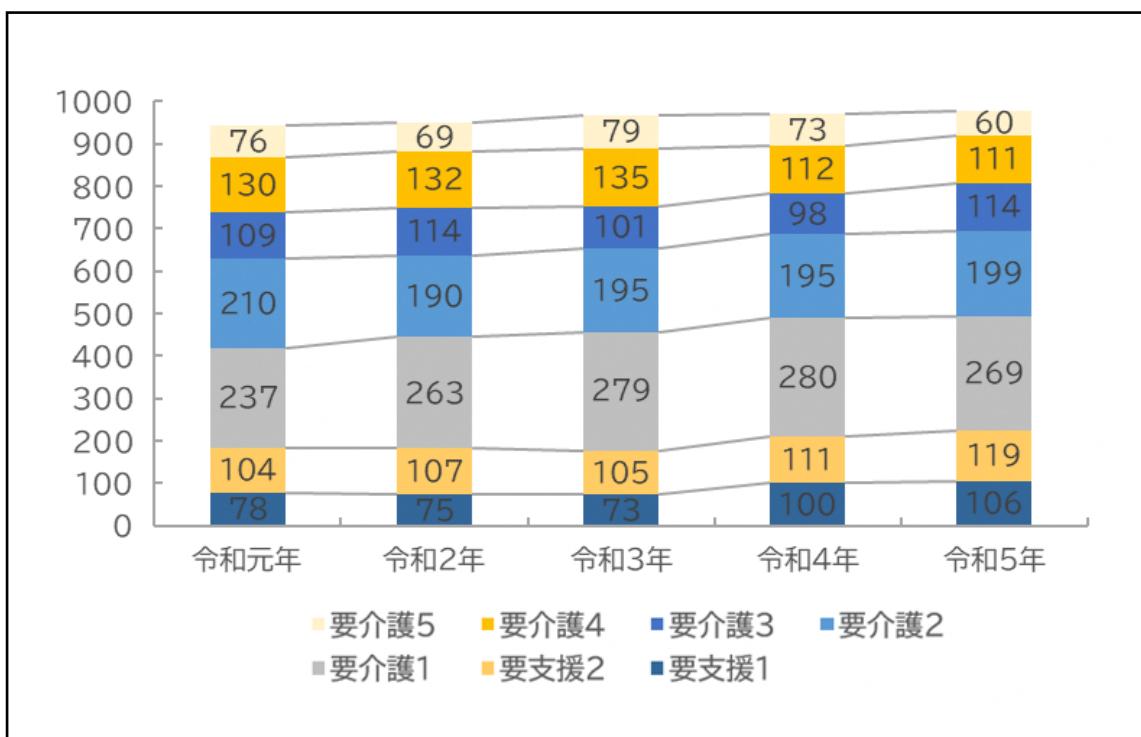
4 要介護認定者の状況

要介護(支援)認定者数の推移をみると、令和元年の944人から、令和5年は978人となっており増加傾向にあります。

要支援者、要介護者数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	78	75	73	100	106
要支援2	104	107	105	111	119
要介護1	237	263	279	280	269
要介護2	210	190	195	195	199
要介護3	109	114	101	98	114
要介護4	130	132	135	112	111
要介護5	76	69	79	73	60
合計	944	950	967	969	978

※単位、人
資料：福祉保健介護課（各年度末現在）



5 障がい者の状況

障がい者数(手帳所持者数)の推移をみると、令和元年の1,173人から、増減しながら令和5年には1,150人となっています。

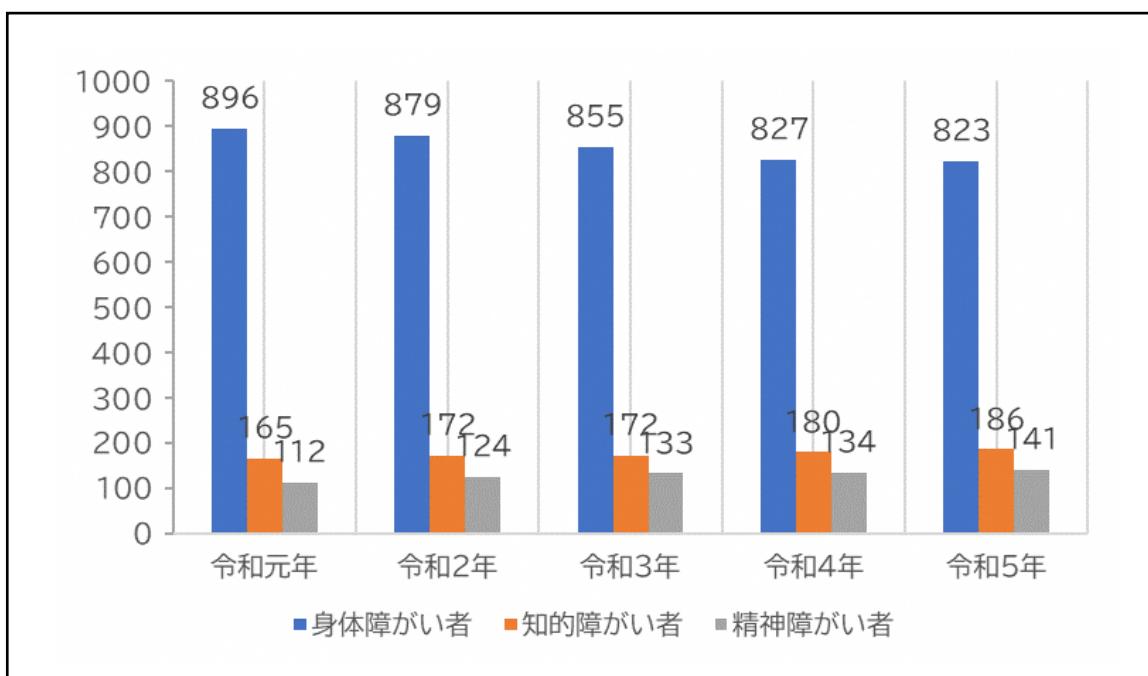
障がい別にみると、身体障がい者(身体障害者手帳所持者)の数が最も多く、令和5年では823人となっていますが、減少傾向にあります。

知的障がい者(療育手帳所持者数)と精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)はともに増加傾向にあります。

障がい者数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者	896	879	855	827	823
知的障がい者	165	172	172	180	186
精神障がい者	112	124	133	134	141
合計	1,173	1,175	1,160	1,141	1,150

※単位、人
資料:福祉保健介護課(各年度末現在)



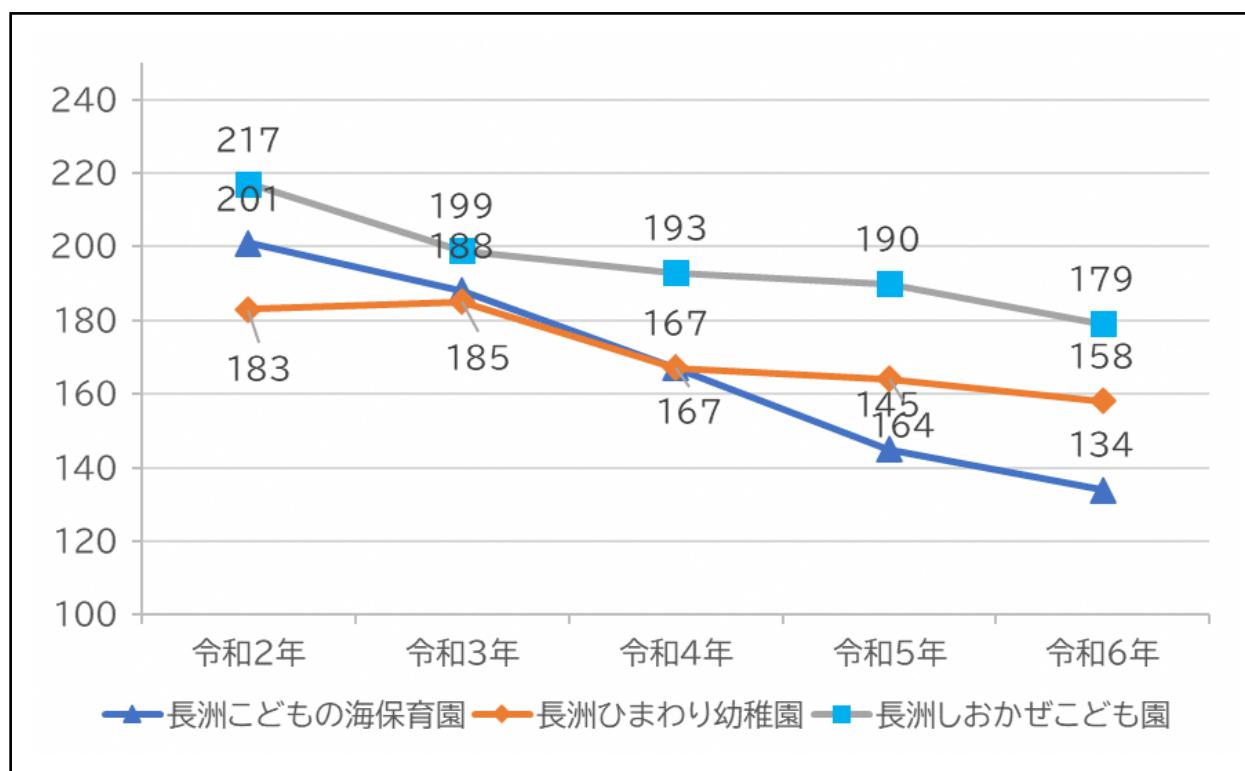
6 教育・保育施設入所者の推移

認定こども園、保育所入所者数については、令和2年度では 601 人でしたが減少傾向にあり、令和6年度では471人となっています。

認定こども園、保育所入所数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
長洲こどもの海保育園	201	188	167	145	134
長洲ひまわり幼稚園	183	185	167	164	158
長洲しおかぜこども園	217	199	193	190	179
合計	601	572	527	499	471

※単位、人
資料：子育て支援課（毎年5月1日現在）



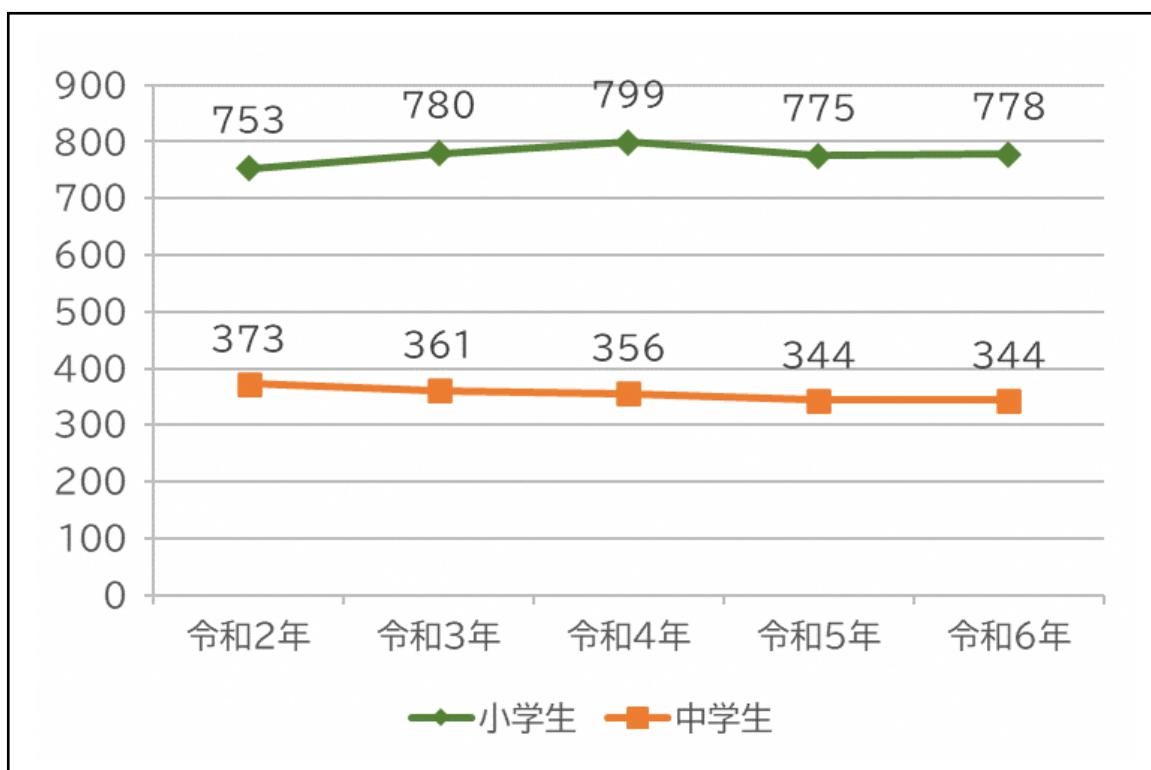
7 小学校児童数、中学校生徒数の推移

小学校児童数は、令和2年の753人に対し、令和6年は778人と増減はありますが増加傾向です。一方で、中学校生徒数は、令和2年の373人に対し、令和5年は約344人と減少傾向です。

小学校児童数、中学校生徒数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学生	753	780	799	775	778
中学生	373	361	356	344	344
合計	1,126	1,141	1,155	1,119	1,122

※単位、人
資料：学校基本調査(毎年5月1日現在)



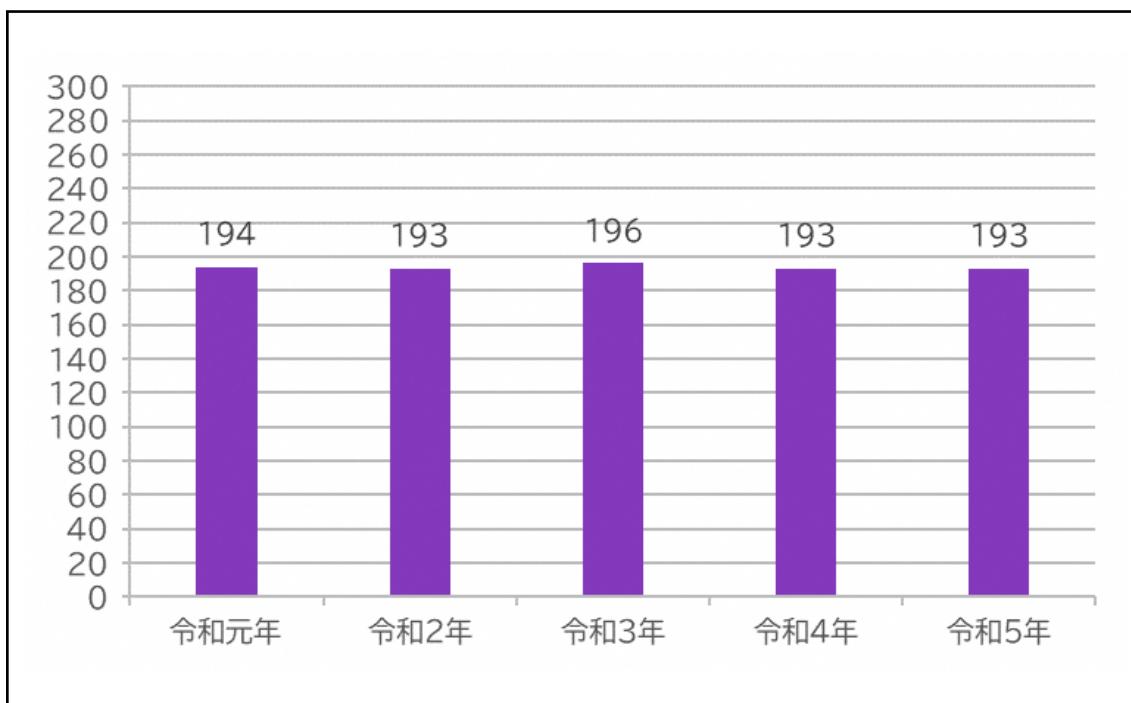
8 玉名福祉事務所管内(玉東町・和水町・南関町・長洲町)における生活保護世帯の推移

生活保護世帯数は、令和元年の194世帯から令和5年度は193世帯で近年はほぼ横ばいです。

生活保護者世帯数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯数	194	193	196	193	193

※単位、世帯
資料：玉名福祉事務所(各年度末現在)



9 ふれあい地区社協の状況

社会福祉協議会が推進してきた「ふれあい地区社協」の設置数は、町内36行政区に設置されています。「ふれあい地区社協」別の主な活動内容等は、以下のとおりです。

UDe-スポーツやYouTubeなどを活用した新たな取り組みも実施されています。

	地区名	設立年月	見守り活動	サロン活動	外出支援活動	体操教室	合同研修会出店準備	特に会長が必要と認めるもの
1	平原地区社協	平成15年7月	○	○		○		
2	清源寺地区社協	平成24年4月	○	○	○	○		○
3	上沖洲地区社協	平成20年9月	○	○	○	○		○
4	腹赤地区社協	平成28年4月	○	○		○		○
5	腹赤新町地区社協	平成22年4月	○	○	○	○		○
6	折地地区社協	平成23年1月	○	○	○	○		
7	赤崎地区社協	平成15年11月	○	○	○	○		○
8	高田地区社協	平成18年1月	○	○		○		○
9	鶯巣地区社協	平成24年4月	○	○	○	○		○
10	立野地区社協	平成18年4月	○	○	○	○		○
11	向野地区社協	平成14年9月	○	○	○	○		○
12	宮崎地区社協	平成24年4月	○	○		○		○
13	赤田地区社協	平成18年12月	○	○	○	○		○
14	葛輪地区社協	平成18年10月	○	○				○
15	永方地区社協	平成18年10月	○			○	○	
16	塩屋地区社協	平成18年10月	○	○		○		
17	古城地区社協	平成17年9月	○	○	○	○		○
18	建浜地区社協	平成14年9月	○	○	○	○		○
19	駅通地区社協	平成17年6月	○	○	○	○		○
20	梅田地区社協	平成15年10月	○	○		○		○
21	出町地区社協	平成14年7月	○	○	○	○		○
22	新町地区社協	平成15年10月	○	○	○	○		○
23	西新町地区社協	平成15年5月	○	○	○	○	○	○
24	宮ノ町地区社協	平成17年5月	○	○	○			
25	松原地区社協	平成15年4月	○	○		○		○
26	新山地区社協	平成22年7月	○	○	○	○		○
27	宝町地区社協	平成16年6月	○	○			○	○
28	磯町地区社協	平成18年8月	○	○	○	○		○
29	上町地区社協	平成15年10月	○	○		○		
30	中町地区社協	平成16年5月	○	○				
31	下本地区社協	平成15年5月	○	○	○	○		○
32	今町地区社協	平成15年6月	○	○				○
33	下東地区社協	平成25年3月	○	○	○	○	○	○
34	西荒神地区社協	平成16年6月	○	○	○	○		○
35	東荒神地区社協	平成14年6月	○	○		○		○
36	大明神地区社協	平成25年3月	○	○	○	○		○

※令和6年5月現在
資料：社会福祉協議会

10 活動拠点整備の状況

地域づくりには、拠点となる施設の存在が重要であり、国・県などの補助事業を活用しながら、まちづくりに向けて地域福祉活動の拠点となる施設の整備を進め、令和 6 年度現在までに 33 箇所の整備が完了しています。

校区	拠点	整備年度
腹赤校区	清源寺公民館	-
	腹赤公民館	-
	上沖洲公民館	-
	平原区学習センター	平成23年度
	長洲町総合スポーツセンター	平成24年度
	腹赤新町学習センター	平成24年度
六栄校区	向野区公民館	平成20年度
	立野学習センター	-
	折地公民館	平成23年度
	高田公民館	平成23年度
	鶯巣公民館	平成23年度
	宮崎ふれあい公民館	平成23年度
	赤田公民館	平成23年度
	葛輪学習センター	平成23年度
	永方公民館	平成23年度
	塩屋公民館	平成23年度
	赤崎公民館	平成24年度
	古城区学習センター	平成24年度
清里校区	建浜区公民館	平成23年度
	梅田公民館	平成23年度
	駅通区生涯学習センター	平成24年度
長洲地区	みんなの蔵いしはら	平成21年度
	新山区集会所	平成23年度
	川口荘	平成23年度
	出町区集会所	平成23年度
	長洲町町民研修センター	平成23年度
	はつとり荘	平成25年度
	磯の館	平成25年度
	きずなの家	平成25年度
	ふれあい松原	平成26年度
	長洲町中央公民館	平成26年度
	あおぞら	平成27年度
	有明先成荘	令和2年度

11 アンケート調査結果

(1)回答者の特性

A 回答者の性別構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 男性	166	41.6	43.0
2. 女性	221	55.4	54.1
3. 回答しない	8	2.0	2.9
無回答	4	1.0	-
合計	399	100.0	100.0

B 回答者の年代別構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 18~29 歳	45	11.3	4.8
2. 30~39 歳	56	14.0	8.5
3. 40~49 歳	58	14.5	10.1
4. 50~59 歳	54	13.5	9.8
5. 60~69 歳	91	22.8	23.3
6. 70~79 歳	91	22.8	28.6
7. 80 歳以上	0	0.0	12.2
無回答	4	1.0	2.7
合計	399	100.0	100.0

C 回答者の家族構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 一人暮らし	40	6.2	-
2. 配偶者(夫・妻)	265	40.8	-
3. 子どもの配偶者	19	2.9	-
4. 父親(65 歳未満)	28	4.3	-
5. 父親(65 歳以上)	35	5.4	-
6. 母親(65 歳未満)	36	5.5	-
7. 母親(65 歳以上)	53	8.2	-
8. 兄弟姉妹	33	5.1	-
9. 子ども	137	21.1	-
無回答	3	0.5	-
合計	649	100.0	-

D 回答者の職業

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 自営業(農業を含む)	26	6.5	-
2. 勤め人	163	40.9	-
3. パート・アルバイト	70	17.5	-
4. 学生	9	2.3	-
5. 無職	121	30.3	-
6. その他()	6	1.5	-
無回答	4	1.0	-
合計	399	100.0	-

E 回答者の居住年数別構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 1 年未満	10	2.5	0.0
2. 5 年未満	19	4.8	5.3
3. 5~10 年	26	6.5	5.3
4. 10~15 年	34	8.5	-
5. 15 ~20 年	29	7.3	8.0
6. 20 年以上	278	69.7	79.0
無回答	3	0.8	2.4
合計	399	100.0	100.0

F 回答者の居住区別構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 長洲小校区	132	33.1	29.2
2. 清里小校区	53	13.3	12.5
3. 六栄小校区	119	29.8	32.4
4. 腹赤小校区	76	19.0	21.8
5. わからない	15	3.8	-
無回答	4	1.0	4.1
合計	399	100.0	100.0

G 回答者の居住形態別構成

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 持ち家(一戸建て)	340	85.2	-
2. 持ち家(マンションなどの集合住宅)	0	0.0	-
3. 民営の賃貸住宅(一戸建て)	14	3.5	-
4. 民営の賃貸住宅(マンションなどの集合住宅)	29	7.3	-
5. 公営住宅	4	1.0	-
6. 社宅	7	1.8	-
7. その他()	1	0.3	-
無回答	4	1.0	-
合計	399	100.0	-

(2)「地域福祉の問題の密接度」に関する主な結果

【問1】あなたは、地域の活動や行事に参加したことがありますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. ある	311	77.9
2. ない	88	22.1
無回答	0	0.0
合計	399	100.0

問1で「1.ある」と回答した方におたずねします。

問1-1 それは、どのような活動ですか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 自治会(行政区)の行事	199	21.1
2. 老人クラブ活動	23	2.4
3. 子ども会活動	141	15.0
4. PTA活動	102	10.8
5. ボランティア活動	84	8.9
6. 防災活動	76	8.1
7. 教育・子育てに関する行事	47	5.0
8. 趣味・娯楽の活動	47	5.0
9. お祭り	170	18.1
10. その他の各種団体活動	44	4.7
11. その他()	7	0.7
無回答	1	0.1
合計	941	100.0

問1で「2.ない」と回答した方におたずねします。

問1-2 それは、どのような理由ですか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 興味のある行事、イベントがないから	14	11.5
2. 人との関係をあまり持ちたくないから	12	9.8
3. 情報が入りにくいから	17	13.9
4. 地域の情報は必要ないから	2	1.6
5. 時間的な余裕がないから	39	32.0
6. 知らない人ばかりで参加しにくいから	24	19.7
7. すべてに関心がないから	7	5.7
8. その他()	7	5.7
無回答	0	0.0
合計	122	100.0

【問2】あなたは、今のご近所との付き合いに満足(普段から協力や助け合える関係を築けているなど)していますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 満足している	87	21.8
2. ほぼ満足している	228	57.1
3. あまり満足していない	71	17.8
4. 不満である	13	3.3
無回答	0	0.0
合計	399	100.0

【問3】あなたは、民生委員・児童委員について知っていますか。次の中から、該当するものに○をつけてください。(ひとつに○)

	度数	%
1. 民生委員・児童委員の役職と役割、地区担当者名を、概ね知っている	71	17.8
2. 民生委員・児童委員の地区担当者名は知らないが、役職と役割は知っている	101	25.3
3. 民生委員・児童委員という役職の存在は知っているが、役割はよく知らない	141	35.3
4. 民生委員・児童委員については、ほとんど知らない	86	21.6
無回答	0	0.0
合計	399	100.0

【問4】あなたは、シルバーヘルパーについて知っていますか。次の中から、該当するものに○をつけてください。(ひとつに○)

	度数	%
1. シルバーヘルパーの役職と役割、地区担当者名を、概ね知っている	19	4.8
2. シルバーヘルパーの地区担当者名は知らないが、役職と役割は知っている	56	14.0
3. シルバーヘルパーという役職の存在は知っているが、役割はよく知らない	93	23.3
4. シルバーヘルパーについては、ほとんど知らない	227	56.9
無回答	4	1.0
合計	399	100.0

【問5】あなたは、地区の高齢者を対象に「ふれあいサロン(茶話会)」が開催されていることを知っていますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 知っていて、参加したことがある(ボランティア含む)	17	4.3
2. 知っているが、参加したことはない	186	46.6
3. 知らない	191	47.9
無回答	5	1.3
合計	399	100.0

【問6】あなた自身の日々の暮らしにおいて、地域の人と会話したり、子どもに声をかけたりすることが多くなったと思いますか

	度数	%
1. 多くなかったと思う	52	13.0
2. 以前と特に変わらない	228	57.1
3. 知らない	113	28.3
無回答	6	1.5
合計	399	100.0

【問7】あなたは、行政区を単位にした「地区社協」が組織されていることを知っていますか。(ひとつに○)※注現在、37行政区のうち36の地区社協があります。

	度数	%
1. 知っていて、活動に参加したことがある	44	11.0
2. 知っているが、活動に参加したことはない	106	26.6
3. 知らない	242	60.7
無回答	7	1.8
合計	399	100.0

【問8】あなたは、最近、「高齢者や障がいのある人が、まちなかで活動しやすくなってきた(買い物をしたり、催しに参加したり)」と感じていますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. そう感じる	48	12.0
2. 特に変わらない	313	78.4
3. むしろ思わない(以前より後退)	35	8.8
無回答	3	0.8
合計	399	100.0

【問9】あなたは、最近、地域の人が「援助を必要としている人に寄り添ってその声に耳を傾け、行動する(その人の障がいの特性、置かれた立場などを正しく理解し、その生き方を支える行動をする)ようになってきた」と思いますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. そう感じる	46	11.5
2. 特に変わらない	324	81.2
3. むしろ思わない(以前より後退)	23	5.8
無回答	6	1.5
合計	399	100.0

【問10】あなたは、近所の一人暮らしの高齢者などの安否について、気にかけて確認などをしていましたか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 実際に確認している	49	12.3
2. 心配はあるが確認していない	172	43.1
3. 気にかけていない	67	16.8
4. 該当するような人が近所にいないのでしていない	107	26.8
無回答	4	1.0
合計	399	100.0

【問11】あなたは、新型コロナウイルスの流行を振り返って地域の人や地域福祉のつながりを強く感じましたか。

	度数	%
1. 大変感じた	29	7.3
2. どちらかといえば感じた	94	23.6
3. あまり感じなかつた	201	50.4
4. 全然感じなかつた	72	18.0
無回答	3	0.8
合計	399	100.0

【問12】あなたは、この一年間に、近所の一人暮らし高齢者や障がいのある人などに、ちょっとした生活の支援(ゴミ出しを手伝うなど)を行ったことがありますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 支援した	74	18.5
2. 支援していない	165	41.4
3. 該当するような人が近所にいない	156	39.1
無回答	4	1.0
合計	399	100.0

【問13】あなたやご家族が、高齢や病気もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域で『手助けをしてほしい』と思う内容がありますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 安否確認の声掛け	183	16.9
2. 通院などの外出の手伝い	115	10.6
3. 子どもの登下校の見守り	88	8.1
4. 話し相手	65	6.0
5. 買い物の手伝い(配達等)	131	12.1
6. 家事の手伝い	71	6.5
7. 高齢者などの見守り	115	10.6
8. 災害の際の手助け	179	16.5
9. 短時間の子どもの預かり	47	4.3
10. その他()	8	0.7
11. 特になし	81	7.5
無回答	3	0.3
合計	1086	100.0

【問14】あなたの地区では、災害時の連絡網や避難指導などの体制ができますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. できている	73	18.3
2. できていない	56	14.0
3. わからない	265	66.4
無回答	5	1.3
合計	399	100.0

【問15】あなたの地区では、災害時に避難の手助けが必要な人への支援について、情報把握や役割分担の取り決めができますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. できている	37	9.3
2. できていない	84	21.1
3. わからない	276	69.2
無回答	2	0.5
合計	399	100.0

【問16】あなたは、自治会など、お住まいの地域組織の活動をしていますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 現在活動している	74	18.5
2. 現在は活動していないが、過去に活動したことがある	124	31.1
3. これまで活動したことがない	199	49.9
無回答	2	0.5
合計	399	100.0

【問17】あなたは、この一年間にあなたの住む地区の公民館(介護予防拠点施設など)を利用しましたか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 利用した	101	25.3
2. 利用していない	296	74.2
無回答	2	0.5
合計	399	100.0

【問18】あなたと、ご近所の人との関係は次のどれに近いですか。次の最も近いものを選んでください。(ひとつに○)

	度数	%
1. 何か困っている時などに助け合える人がいる	63	15.8
2. 互いに訪問し合う程度の人がいる	27	6.8
3. 世間話や立ち話をする程度の人がいる	112	28.1
4. 挨拶する程度の人がいる	149	37.3
5. ほとんど付き合いはない	43	10.8
6. その他(具体的に⇒)	2	0.5
無回答	3	0.8
合計	399	100.0

【問19】地域住民が安心して暮らせるために、あなた自身ができると考えられることは何ですか。
※小学校区程度の範囲でお答えください。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 見守り・声かけ運動	201	20.1
2. 環境美化活動	132	13.2
3. 災害など緊急時の救助活動	115	11.5
4. 各種ボランティア活動	59	5.9
5. 地域行事への参加	149	14.9
6. 家事支援	20	2.0
7. 寄付や募金	60	6.0
8. 話し相手	85	8.5
9. 福祉への関心を持つ	99	9.9
10. 情報提供	68	6.8
11. その他()	4	0.4
無回答	9	0.9
合計	1001	100.0

【問20】あなたは、生活困窮者(収入や資産が少なく生活に困っている人)対策として、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%	R2年度 実施%
1. 生活に困窮している人の存在について早期に気づくための仕組みづくり	152	14.0	14.5
2. 生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実	224	20.6	26.4
3. 緊急的な衣食住の確保に関する支援	142	13.1	7.6
4. 家計管理などの収支の改善に向けての支援	78	7.2	3.9
5. 生活環境や生活習慣の改善に向けた世帯全体に対する支援	76	7.0	8.3
6. 生活に困窮している家庭の子どもに対する学習支援	138	12.7	11.7
7. 就労に向けての相談や職業訓練などの支援	150	13.8	12.4
8. 一般の就労までの準備段階としての「中間的就労の場」の提供	69	6.4	5.4
9. その他()	3	0.3	1.1
10. わからない	50	4.6	6.6
無回答	4	0.4	1.9
合計	1086	100.0	100.0

【問21】あなたは、成年後見制度(認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方を保護するための制度)について知っていますか。(ひとつに○)

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 内容まで知っている	109	27.3	22.5
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	194	48.6	50.9
3. 聞いたこともないし、内容も知らない	94	23.6	25.2
無回答	2	0.5	1.3
合計	399	100.0	100.0

(3)「地域福祉のあり方や今後の関わり方」に関する主な結果

【問22】あなたは、地域の人同士の助け合いや支え合いの活動について、どのように思いますか。(最も該当するもの1つに○)

	度数	%
1. 困っているときはお互い様だから、活発にしたい	112	27.5
2. 家族や親せきでなんとかしたいと思うので、活動には参加したいと思わない	21	5.2
3. 手助けをしてもらうことや手助けすることに抵抗感がある	15	3.7
4. 普段付き合いがないので、考えにくい	52	12.8
5. 参加したいとは思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいのかわからない	120	29.5
6. 公的サービスを充実すべき	64	15.7
7. 興味がない	13	3.2
8. その他()	2	0.5
無回答	8	2.0
合計	407	100.0

【問23】あなたは、障がいのある人(車イスの操作や目の不自由な人の案内など)、認知症の人への声のかけ方、ケガや急病人への応急対処の方法など、災害の時等の、いざというときのための技術や知識を身につけたいと思いますか。(ひとつに○)

	度数	%
1. ぜひ身につけたい	66	16.5
2. 身につけたいが(理由があり)出来そうにない	60	15.0
3. 機会があれば身につけたい	212	53.1
4. 特に思わない	53	13.3
無回答	8	2.0
合計	399	100.0

【問24】あなたは、認知症の人や虐待を受けている人など、支援を必要としている人が身近にいるとき、どのようにしますか。(最も該当するもの1つに○)

	度数	%
1. 行政や相談窓口に連絡する	197	49.4
2. 地区の民生委員や区長に連絡する	102	25.6
3. 近所の人に、そのような状況であることを知らせる	49	12.3
4. 特に何もせず、しばらくの間は経過を見守る	39	9.8
5. その他(具体的に⇒)	6	1.5
無回答	6	1.5
合計	399	100.0

【問25】あなたは、現在ボランティア活動に参加していますか。(ひとつに○)

	度数	%	R2 年度実施%
1. 参加している	47	11.8	14.3
2. 以前参加したことがあるが、現在参加していない	95	23.8	17.5
3. 全く参加したことはないが、今後参加したい	90	22.6	26.5
4. 全く参加したことなく、今後も参加したいと思わない	143	35.8	31.8
5. その他()	13	3.3	4.8
無回答	11	2.8	5.0
合計	399	100.0	100.0

【問26】問25で1、2、3を選んだ方にお聞きします。

あなたが今後参加したいボランティア活動は。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 社会福祉に関する活動	110	28.6
2. 自然・環境保護に関する活動	88	22.9
3. 体育・スポーツ・文化に関する活動	56	14.5
4. その他(具体的に⇒)	25	6.5
5. 災害救助活動	57	14.8
6. 国際交流(協力)に関する活動	21	5.5
7. 青少年の健全育成に関する活動	22	5.7
無回答	6	1.6
合計	385	100.0

【問27】問25で1を選んだ方にお聞きします。

参加している活動を次の中からお選びください。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%
1. 一人暮らし高齢者などへの食事の支度、散歩の付き添い、話し相手など	14	25.5
2. 隣近所の子どもの世話など	6	10.9
3. 障がいのある人への地域での活動(訪問、相談、手話通訳、送迎など)	2	3.6
4. 老人ホームや障がい者施設などの福祉施設での活動	3	5.5
5. 子育てに関する活動	5	9.1
6. その他()	13	23.6
無回答	12	21.8
合計	55	100.0

«ここからはすべての方にお聞きします。»

【問28】あなたは、現在の福祉サービスのあり方について、どのようにお考えですか。(ひとつに○)

	度数	%
1. 援助が必要な方々が十分な福祉サービスを受けていると思う	22	5.5
2. ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う	246	61.7
3. 十分な福祉サービスを受けているとは思えない	97	24.3
4. その他(具体的に⇒)	17	4.3
無回答	17	4.3
合計	399	100.0

【問29】どのようなサービスが不足しているとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

()内に不足していると思われるサービスの内容や理由をご記入ください。

※記入例:(寝たきりの高齢者に対する介護サービス等)

	度数	%
1. 高齢者に対する福祉サービス	109	23.6
2. 障がいのある人に対する福祉サービス	54	11.7
3. 保育・児童に対する福祉サービス	79	17.1
4. その他()	25	5.4
無回答	195	42.2
合計	462	100.0

【問30】今後、援助を必要とする人が、適切な福祉サービスを利用できるようにするために、最も充実させるべきだと思うものを次からお選びください。(ひとつに○)

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 福祉施設(施設数、整備内容等)の充実	100	24.4	22.8
2. 福祉サービスに関する相談体制	77	18.8	21.0
3. 社会福祉士、介護福祉士等の専門職の増強	47	11.5	10.1
4. 住民による福祉ボランティア活動の推進	13	3.2	7.7
5. 福祉サービスに関する情報提供	74	18.0	18.6
6. 介護保険などの社会体制	38	9.3	11.9
7. 介護予防活動の充実	23	5.6	0.0
8. 地域公民館活動の充実	15	3.7	0.0
9. その他()	9	2.2	2.1
無回答	14	3.4	5.8
合計	410	100.0	100.0

【問31】今後、地域福祉活動を推進していく上で、地域住民として、どのような活動に取り組むべきだとお考えですか。(○は3つまで)

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 福祉施設の運営への参加	39	4.3	3.5
2. 高齢者と若い世代の交流活動	78	8.6	10.4
3. 介護者や介護を必要としている方への支援	160	17.6	18.9
4. 安全快適な居住環境のための活動	82	9.0	6.0
5. 病院への通院等の際の外出援助	118	13.0	16.0
6. 福祉問題に関する話し合い	31	3.4	4.9
7. スポーツ、趣味活動の援助	38	4.2	3.7
8. 若い母親への子育て支援活動	84	9.2	7.0
9. 生涯学習のための援助	45	5.0	3.2
10. 青少年健全育成活動	19	2.1	2.3
11. 退職後の再就職を行うための援助	60	6.6	5.6
12. 自治会など地域組織の活発化	51	5.6	7.2
13. 誰もが自由にふれあいができる場づくり	85	9.4	9.3
14. その他()	9	1.0	0.5
無回答	10	1.1	1.6
合計	909	100.0	100.0

(4)「地域福祉を推進するうえでの重要な点」に関する主な結果

【問32】地域福祉に関する活動への住民参加をもっと活発にするためには、何が重要だと思いますか。該当するものに○をつけてください。(○は2つまで)

	度数	%	R2 年度実施%
1. 住民が、身近な福祉の問題にもっと関心を持つようとする	140	21.3	26.6
2. 小・中学校への福祉教育を充実する	65	9.9	8.0
3. 学習を通して、住民が高齢者や障がいのある人などへの正しい知識をもち、理解する	108	16.5	16.4
4. 初めての人でもボランティア参加しやすいように、仲介や紹介をする世話人をつくる	85	13.0	13.9
5. 防災訓練など、暮らしの安全・安心を高める取り組みに力を入れる	74	11.3	10.8
6. 子育て世代や働き盛りの世代が参加しやすい活動を創り出す	94	14.3	12.4
7. 参加した人に対するポイント制度、ボランティア貯金のような得点を与える	44	6.7	7.7
8. ICT(情報通信技術)を取り入れた活動の充実	24	3.7	0.0
9. その他()	9	1.4	0.6
無回答	13	2.0	3.6
合計	656	100.0	100.0

【問33】地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが特に重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%	R2 年度実施%
1. 自分や同居する家族の避難方法の確認	273	15.7	14.1
2. 災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと	183	10.5	11.0
3. 日頃からの隣近所との挨拶、声かけなどの付き合い	159	9.1	10.6
4. 災害対策の学習会の開催	52	3.0	1.7
5. 地域での避難訓練の実施	87	5.0	5.2
6. 危険箇所の把握	189	10.9	10.5
7. 地域における自主防災組織づくり	58	3.3	3.2
8. 避難の際に手助けが必要な人の把握	134	7.7	9.0
9. 地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ(地図)」の作成	82	4.7	4.8
10. 避難の際に手助けが必要な人に対する情報伝達の体制づくり	104	6.0	6.3
11. 避難の際に手助けが必要な人を支援する人たちの把握	105	6.0	5.8
12. 災害時のボランティア活動のネットワーク化	54	3.1	3.4
13. 福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携	64	3.7	2.8
14. 緊急通報装置、各種警報機の設置を広める	80	4.6	6.1
15. 災害時の支援体制の充実やマニュアルを作成する	94	5.4	4.4
16. その他()	7	0.4	0.4
17. 特にない	5	0.3	0.1
無回答	9	0.5	0.5
合計	1,739	100.0	100.0

(5)「長洲町社会福祉協議会が現在推進している活動等」に関する主な結果

【問34】長洲町社会福祉協議会の今後の取り組みとして、あなたは、どのようなことが重要だと思いますか。次の中から該当するものに○を付けてください。(○は3つまで)

	度数	%	R2 年度 実施%
1. 高齢者や障がいのある人の在宅福祉サービスの充実	143	15.5	17.6
2. 高齢者や障がいのある人の福祉施設の充実	101	11.0	12.1
3. 児童福祉サービスの充実	62	6.7	4.8
4. 子育て環境の整備(子や親の支援、地域の支援体制)	109	11.8	8.5
5. 身体の不自由な人などが利用しやすい建物や機器の整備	46	5.0	7.8
6. 保健・医療・福祉の総合相談窓口の充実	107	11.6	11.0
7. 福祉に関する情報提供の充実	69	7.5	7.1
8. 福祉に関する苦情の受け入れと解決	16	1.7	2.0
9. 児童生徒や社会人への福祉教育	20	2.2	2.1
10. 近隣同士の助け合い仕組みづくり	47	5.1	7.3
11. NPO などのボランティア活動組織の支援	10	1.1	1.8
12. 町民ボランティア活動への参加促進	17	1.8	1.8
13. 福祉に関する講習、講演会の開催	17	1.8	2.4
14. 高齢者や障がいのある人が社会参加できる仕組みの充実	31	3.4	5.9
15. 判断能力に不安のある方への福祉サービスの利用援助	26	2.8	2.3
16. 日常生活での金銭管理等サービスの充実	9	1.0	1.0
17. 福祉に関する要望・希望の把握と新しいサービスの企業・実施	29	3.2	3.3
18. その他()	9	1.0	0.0
19. 特にない	12	1.3	0.2
20. わからない	29	3.2	1.2
無回答	11	1.2	0.0
合計	920	100.0	100.0

(6)「地域のこと」に関する主な結果

【問35】長洲町はどのようなまちだと思いますか。(それぞれ○は1つだけ)

		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
子どもがいきいきと育つまち	度数	47	222	52	17	43	18	399
	%	11.8	55.6	13.0	4.3	10.8	4.5	100.0
高齢者が暮らしやすいまち	度数	28	198	80	35	42	16	399
	%	7.0	49.6	20.1	8.8	10.5	4.0	100.0
障がいのある人が暮らしやすいまち	度数	15	124	113	49	79	19	399
	%	3.8	31.1	28.3	12.3	19.8	4.8	100.0
困った時に隣近所で助け合えるまち	度数	31	183	80	47	44	14	399
	%	7.8	45.9	20.1	11.8	11.0	3.8	100.0
福祉施設や事業所が整備されているまち	度数	23	151	104	33	71	17	399
	%	5.8	37.8	26.1	8.3	17.8	4.3	100.0
住民の福祉活動が活発に行われているまち	度数	20	144	103	25	89	18	399
	%	5.0	36.1	25.8	6.3	22.3	4.5	100.0
人権が尊重されるまち	度数	29	179	68	25	85	13	399
	%	7.3	44.9	17.0	6.3	21.3	3.3	100.0

【問36】あなたが住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題はありますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%	R2 年度 実施%
1. くらしや福祉について、相談できる人がいないこと	46	5.3	6.8
2. 住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと	58	6.7	10.8
3. 地域の役員のなり手がないこと	112	13.0	13.4
4. 介護が必要な高齢者がいる世帯のこと	77	8.9	9.8
5. 障がいのある人がいる世帯のこと	41	4.8	4.9
6. 認知症を患う人がいる世帯のこと	60	7.0	0.0
7. ヤングケアラー・若者ケアラー世帯のこと	36	4.2	0.0
8. ひとり親(母子・父子)家庭のこと	48	5.6	4.5
9. 経済的に不自由な家庭のこと	48	5.6	5.6
10. 一人暮らしの高齢者や障がいがある人のこと	99	11.5	14.8
11. 地域の人が交流する場がないこと	25	2.9	3.5
12. 子どもの非行やいじめのこと	48	5.6	4.5
13. 防災・犯罪への取り組みのこと	49	5.7	6.3
14. 引きこもりのこと	30	3.5	3.6
15. その他()	7	0.8	1.8
16. 特にない	64	7.4	6.7
無回答	15	1.7	2.9
合計	863	100.0	100.0

【問37】今後、地域福祉を充実させる上で取り組むべき施策として、長洲町はどのような施策を優先的に取り組むべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	%	R2年度 実施%
1. 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる在宅福祉の充実	175	15.9	18.3
2. 安心して子育てができる支援サービスの充実	156	14.1	12.0
3. 健康の保持・増進のための健康づくりの取り組みの充実	77	7.0	6.8
4. 寝たきりや要介護者を増やさない介護予防の取り組みの充実	90	8.2	10.6
5. 医療サービスの充実	149	13.5	11.9
6. 地域でのボランティア・NPOの活動の促進や支援	19	1.7	2.8
7. 福祉サービス利用者保護のための権利擁護や苦情対応、福祉サービス評価などの取り組みの充実	30	2.7	2.2
8. 人権の尊重やノーマライゼーションの理念の浸透などの啓発や福祉教育の推進	24	2.2	1.0
9. 安全に外出や移動ができる道路や公共交通等の整備	121	11.0	12.3
10. 避難の際に手助けが必要な人に対する支援策や防災体制の整備	77	7.0	5.8
11. 防犯対策の充実や防犯体制の整備	71	6.4	6.1
12. 環境保全や緑を増やす取り組みの充実	27	2.4	2.5
13. 生活困窮者(収入や資産が少なく生活に困っている人)への経済的支援の充実	70	6.3	4.9
14. その他()	4	0.4	0.8
無回答	13	1.2	2.2
合計	1,103	100.0	100.0

第五次長洲町地域福祉計画
及び
第五次地域福祉活動計画

令和 7 年 3 月

発行 長洲町・長洲町社会福祉協議会